岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況報告書

（平成26年度評価）

平成27年9月
岐阜市教育委員会

目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1・P2

２　平成25年度事務に関する学識経験者の意見への対応状況・・・・P3～P6

３　平成26年度事務の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～P50

（１）基本的方向性1
グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成　(P7～P21)

（２）基本的方向性2
学びや育ちのセーフティネットの構築　(P22～P31)

（３）基本的方向性3
地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用　(P32～P37)

（４）基本的方向性4
「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と
実感できる生涯学習・スポーツの振興　(P38～P50)

1 はじめに

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下この報告書において「地教行法」と表記します。）第26条の規定に基づき、平成26年度の岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、岐阜市教育委員会が実施した点検及び評価の結果を記したものです。

(1) 目的

この点検及び評価は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす趣旨から行うこととされており、点検及び評価の結果に関する報告書は、議会に提出し、公表すること、点検及び評価にあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることと規定されています。

今回の点検及び評価に際しては、岐阜市教育委員会事務点検評価委員会委員（以下この報告書において「事務点検評価委員」と表記します。）である、岐阜聖徳学園大学教育学部・龍崎忠准教授、朝日大学教職課程センター・服部哲明教授、岐阜大学教職大学院・田村知子准教授の3氏から助言をいただきました。

(2) 教育振興基本計画との関係

岐阜市教育委員会は、平成24年度末に策定した、平成25年度から平成29年度までの5年を計画期間とする岐阜市教育振興基本計画に基づき、様々な事務事業を実施しています。今回の点検及び評価を、この計画記載の体系に沿って実施することにより、計画を継続的に検証することが可能となります。

点検及び評価にあたっては、客観的な測定・分析を行い、もって事務の企画立案やそれに基づく事務の的確な実施を目指すものとして、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Act）」を要素とする政策のマネジメント・サイクル中、「評価（Check）」及び「企画立案への反映（Act）」に位置付けています。

（図表1-1）教育振興基本計画と点検及び評価の関係

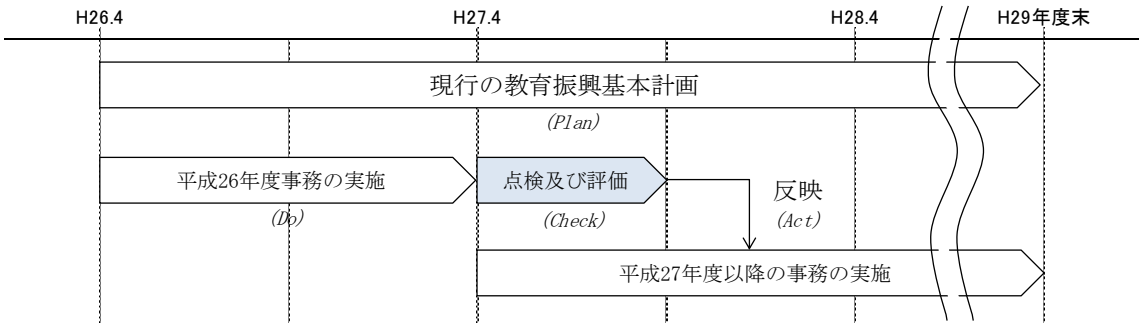

(3) 点検及び評価の単位

点検及び評価の単位は、平成26年度の事務となります。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務となりますが、そのまとめ方については教育振興基本計画の体系に沿って、点検及び評価の実施体制・業務量等を勘案しつつ、教育委員会が行っている主な事務を選定する方法によっています。

(4)重点事務の選定

市政運営上の基本方針(重点政策の基本方針等)を参考としつつ、教育委員会において重点的に取組むこととした事務については、注力して点検及び評価を行うものとして、重点事務としています(それぞれの事務名の冒頭に「重点事務」と記載。)。

重点事務については、特にその見直しや改善に資する見地から、中長期的な目標となる「目指す姿」を設定し、次回以降の点検及び評価において、これに対する実績の分析を行います。

こうした点検及び評価の実施の過程を通じて知見を蓄積し、今後の事務の改善や次期教育振興基本計画策定の参考として活用していきます。

(図表1-2)評価の単位及び重点事務

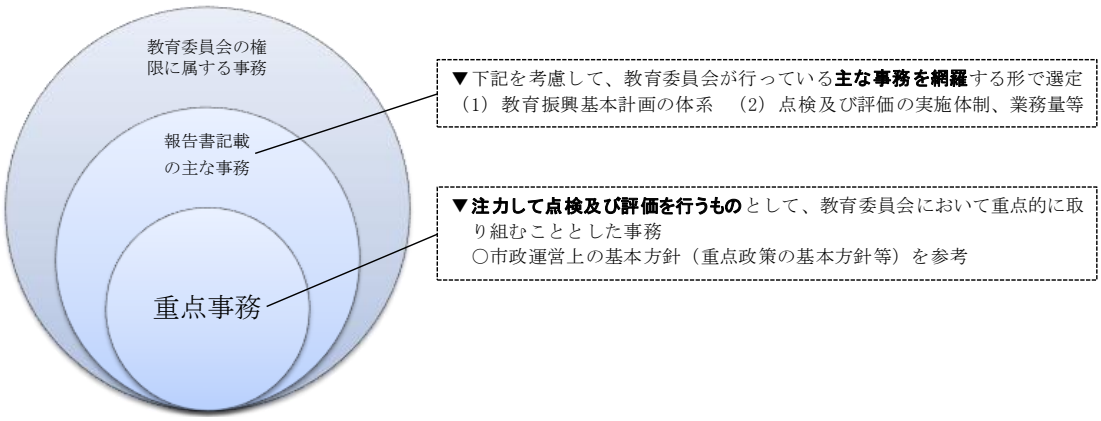

(5)「目指す姿」

重点事務については、あらかじめ子どもたちを含む市民や教育環境などがどのようになることを目指すかを定性的に示す中長期的な目標として、次の特徴を持つ「目指す姿」を設定しています。事務の目標をあらかじめ設定することで、自分たちが今どの位置にいるのかを把握し、目指すべき方向性を認識しながら事務の継続的な改善を図っていきます。

【「目指す姿」に求められる4つの要素】
① イメージできる・・・・・・未来がどのようになるのかが示されている。
② 実現が期待される・・・関係者の期待に応えている。
③ 方向を示す・・・・・・・・意思決定を行う際に役立つ。
④ 柔軟である・・・・・・・・変化の激しい時代に対応できるようプロセスの選択において様々な可能性を含んでいる。

2 平成25年度事務に関する学識経験者の意見への対応状況

昨年度実施した、平成25年度の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に際しては、2名の学識経験者（龍崎 忠氏、今井 亜湖氏）からご意見をいただきました。全体として、熱心な取組みがなされていると評価をいただくとともに、他の先行事例を参考にして更なる事務の中身の充実を図るよう、具体的なご助言を頂戴しました。教育委員会所管の各施設については、利用者が減りつつある状況のもとで、利用者の変化に合わせた利用形態を模索していく必要があるとのご指摘をいただきました。

以下、前年度の点検及び評価において2名の学識経験者から言及のあった項目の平成26年度対応状況について、教育振興基本計画の体系に沿って順に示します。

確かな学びの力を身に付けるための教育の推進

ICT（情報通信機器）活用

ICTの利用に関する教員間の情報の共有について、学校内や学校間で、教科横断的に教員同士で研修できる場を設けることで効果的な活用方法が広がるとのご提案をいただきました。また、具体的に、ICTに慣れているが指導の力量が不足している若手教員と、ICTは苦手だが指導に定評のあるベテラン教員とを組み合わせて授業を行う手法のご提案を頂きました。

▸平成26年度の教職員研修のテーマを「一人一人の指導力と校内の組織力を高める研修の充実」とし、情報主任を核に、各校でICT活用に関する研修を行い、情報共有と活用力向上を図りました。

幼保小連携・小中一貫教育

現在国において小中一貫教育を制度化する動きがあるため、4･3･2制や5･4制、英語教育、STEM教育への注力など、岐阜市の特色として政策を打ち出すことをご助言いただきました。具体的には、例えば、小中一貫校の方針を「STEM教育に注力する」とし、地域の団体と協働して問題解決型の学習を行い、9年間で高いレベルに育て上げるなど、教育委員会の重点事務として挑戦できる内容にするとよいとのご助言をいただきました。

▸中学校区で一貫した教育の取組みを実施し、英語教育に関しては、小中一貫英語教育事業のモデル校を設置し、小中一貫を基本とした特色ある英語教育の推進に努めました。平成27年度から藍川小学校・藍川北中学校、長良西小学校・長良中学校、厚見小学校・厚見中学校を小中一貫校として研究・実践を進め、拡大していきます。

才能を見出し個を伸ばす教育の推進

岐阜発「英語でふるさと自慢」・ALT派遣

学んだことを発信し、実際に外国人と意思疎通することで成果を実感できるため、国際遠隔授業のモデル校を設けて交流するなど子どもたちの成果を発信できる場を設けるとよいとのご提案をいただきました。

▸生きたコミュニケーションを行える場を提供する団体の情報や具体的な取組みの例を、小中学校の英語教育担当者が集まる研修の場等で周知するよう努めました。

STEM教育

技術や工学には理科や算数・数学の知識が必要とされ、これらを組み合わせて新しい問題を解決する必要性からSTEM教育が始まったことを踏まえ、科学館の体験学習と学校の理科や算数・数学の知識の取得の関係を有機的に整理し、現在の理数教育中心の政策を発展させることをご提案頂きました。また、総合的な学習の時間に理科と数学の知識を融合させた課題に取組むモデル校を設けること、施策立案において幅広く情報収集し、岐阜市が持つ予算・場所・人との均衡点を見つけ、どこに焦点を当てて取組むかを考えることをご助言いただきました。

▸ご助言をいただいた内容を踏まえ、STEM教育のあり方についてさらに検討を進めていきます。

子どもの豊かな心、健やかな体の育成

食育

・食育の基礎となるものは給食の献立であり、献立を通じて子どもたちに食べることの意義、栄養バランスについて学ばせることは非常に良いとのご意見をいただきました。また、地産地消を家庭で行うことは困難になりつつあるので、そうした取組みを学校で行うこともよいとのご提案を頂きました。

▸学校給食が食に関する指導の生きた教材となるため、献立作成委員会を中心に献立を検討し、今後も内容の充実を図っていくとともに、子どもたちへの指導の充実を図っていきます。

・成長段階における食事は大切であるため、バランスよく食べる意味を小学生からしっかりと教えていく必要があり、そのために食育を小学校でいかに展開していくかを検討し、深めるとよいとのご助言をいただきました。

▸給食主任会、栄養教諭等の研修会での実践交流を通して、学校における食に関する指導の充実に努めており、今後も継続して取組んでいきます。

小児生活習慣病予防

・食育と一体のものと捉え、養護教諭と栄養教諭が連携して、プランを立てて取組む方法により、更に充実した内容になるとのご助言をいただきました。

▸「学校保健全体計画」や「食に関する指導の全体計画」をもとに、養護教諭研修会や栄養教諭研修会で交流し、先進的な取組みを紹介するなど、学校における指導の充実を図るよう努めました。

・子どもの食生活には保護者の影響が大きいため、保護者に向けた啓発も大切にするようご助言を頂きました。

▸「食育だより」を作成するほか、学校においても「保健だより」を作成し、保護者に対して啓発を行いました。今後も継続して取組んでいきます。

青少年が自ら「志」を育むための支援

「キャリアチャレンジ」職場体験学習

自分が何かをやった結果が人の役に立っていると理解できる経験が重要であり、他の人の役に立つことで自分の活かし方があると気づくことができる取組みになると良いとのご助言を頂きました。

▸職場体験学習を通して、自分自身を見つめる時間を充分に確保し、指導するように教員に対し周知しました。

子どもの「生きる力」を育成する教職員の資質向上への取組み

授業・評価改善

授業・評価改善委員が優秀な若手教員を指導しながら、研修を兼ねて「指導と評価の計画」や「補助資料」の一部を作成または作成を補助させる方法をご提案頂きました。経験が少ない若手教員の中には、将来の評価改善委員の候補者となる優秀な方がいるため、そうした候補者の成長が、そのまま市の学力向上につながるとのご助言をいただきました。

▸「指導と評価の計画」の目的の1つに、授業づくりに役立てることで児童一人ひとりの学力向上を図ることがあります。若手教員に対して、「指導と評価の計画」を活用し、自ら授業改善していくことで、指導力を向上させていくように指導を行っています。また、授業・評価改善委員は、各学校の授業推進の中核を担っており、「指導と評価の計画」や「補助資料」を活用した指導案の作成等の校内研修を充実させ、若手教員の指導力の向上を図るよう努めています。

子どもが将来遭遇するであろう危機や危険に対処する力を培う教育の推進

サイバーパトロール

大人の視点だけで考えることなく、どのソフトウェアが小中学生に浸透しているのかを把握し、適切な利用方法、危険な利用方法を承知していない子どもに対して、どういう対応が一番効果的かを探る必要があるとご助言を頂きました。

▸小中学生が多く利用しているSNS等の実態を把握し、適切な利用方法について指導ができるように保護者、教員向けに情報モラル出前講座を継続的に実施しています。今後も工夫して実施していきます。

障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する教育の推進

ハートフルサポーター

配慮を要する児童生徒中には、複数の困難がある子どもがいるため、経験が浅いハートフルサポーターでは、多くの事例を経験しないと見極めが難しく、どういった場面で見極めをしたのかという事例集を整理蓄積し、情報を共有できるようにした方がよいとのご助言をいただきました。

▸年間5回の研修会において、経験の長い者と短い者を組み合わせた少人数のグループで実践交流を実施しました。研修会においては、具体的な事例を取り上げており、今後もハートフルサポーター同士が交流しながら、対応力を高めていけるよう努めていきます。

子どもの豊かな育ちを創造し、地域の絆をつなぐ学校づくり

コミュニティ・スクール

地域でサポートする体制ができており、優秀事例だけでなく、課題の共有が学校間で図れるとよいとのご助言をいただきました。

▸平成27年度に全小中学校、特別支援学校において導入することから、各校の課題や成果を集約し、学校教育公表会などの機会において、情報の共有を図るよう努めていきます。

質の高い文化、本物に触れる機会の提供

公民館

利用者数の減少については、多様な利用形態を模索していくことが重要とのご助言をいただきました。

▸公民館利用者数は、平成21年度と25年度を比較すると13,950人減少していますが、平成24年度と25年度を比較すると逆に1,911人増加しています。近年、公民館には、社会教育施設としての役割に加えて、防災拠点や地域活動の拠点としての役割も求められるようになっています。今後ともこうした社会的ニーズに的確に対応できるように柔軟性のある公民館の運用に努めていきます。

図書館

利用者数が減少しているという課題はありますが、多様な利用形態を模索していくことが重要とのご助言を頂きました。

▸図書利用を促進するための様々な取組みを継続して進めました。今後、中央図書館の開館に合わせて、市民の図書館への興味に結び付く魅力的な事業の検討を進めて行きます。

事業の検討案　※5～6 人のグループでそれぞれが好きな本を持ち寄って、本を紹介し合う「知的書評合戦」。

・参加型事業の開催（小説づくりのワークショップ、ビブリオバトル(※)、レファレンスツール活用講座）

・図書館と読書サークル等の市民団体との共催事業の実施による活性化

・学校連携室の設置

（学校との連携を図るため、中央図書館に学校連携室を設け、学校図書館や子どもたちに向けた図書館サービスの提供、学校向け貸出図書の充実、図書館を活用した調べ学習の支援、図書館来館時・訪問時の活動メニューの作成など）

科学館

保護者に科学の素養があると、子どもへの教育効果が大きくなるため、科学館のユニークな取組みをアピールすると良いとのご助言をいただきました。

▸科学館では、サイエンスフェスティバルやスターウオッチング、出前講座等の科学館外での活動を実施しています。これらの活動をより周知するため、広報や新聞、情報誌等、様々な広報媒体の活用や児童生徒へのチラシ配布等により、継続して積極的にアピールしていきます。

3 平成26年度事務の点検及び評価

（1）基本的方向性1　グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成

（基本施策1　確かな学びの力を身に付けるための教育の推進）

学力向上ぎふプラン・習熟度別少人数学習

[学力向上ぎふプラン]

学力向上ぎふプランの目的は、岐阜市立小中学校の児童生徒の算数・数学、国語の学力・学習状況の実態分析をもとに、指導法の改善について実践的な研究を進め、その成果を共有し、児童生徒の「学習習慣」「思考力」「表現力」「読解力」等を育てることです。

【具体的内容】
学習支援ソフトの活用：全小中学校に導入した学習支援ソフト（問題演習ソフト）を活用し、学習習慣等の育成と基礎学力の定着のための朝学習や、授業で個別の指導援助を、放課後や家庭学習での活用を行っています。

[習熟度別少人数学習]

理解や習熟の程度に応じた少人数指導を実施する際には、上記の学習支援ソフトを活用するとともに、特に成績下位10％の児童生徒に対するきめ細かな指導に力を入れています。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○実施は難しいですが、岐阜市が行っている学力向上ぎふプランが子どもたちの学力にどのような成果をあげたのかを調査できると良いと思います。また、習熟度別少人数学習においても、習熟度別に家庭学習時間などを調査し、分析することで、より細やかに政策に反映できるのではないかと思います。
○成績下位層だけでなく、成績上位層のさらなる学力向上にも取組み、教育立市としての岐阜市の特徴が出せると良いと思います。
○自分の夢を実現しようとする気持ちは、学力向上に欠かせません。学習意欲を高めるためには、個々の子どもたちに志を持たせることが必要ですので、施策の上で大切にしていただきたいと思います。

重点事務　**ICT（情報通信機器）活用**

平成25年度に、全小中学校、岐阜特別支援学校、岐阜商業高等学校において、50型デジタルテレビ1,935台の電子黒板化を実施するとともに、全小中学校において、国語、社会、算数・数学、理科、英語のデジタル教科書を導入しました。活用状況は下記のとおりです。

【電子黒板・デジタル教科書の活用に関わる調査（H26.2 岐阜市）】
①電子黒板、デジタル教科書の操作を身に付けている教員：100％
②電子黒板、デジタル教科書を授業で活用していると答えた教員：93.3％
※ 残り6.7％にデジタル教科書のない実技系教科の教員や、自主教材などの具体物を使って電子黒板に頼らず授業を進めている教員が含まれています。

これらの媒体の利用による効果は下記のとおりです。

【ICT活用の効果】
①国語の音読、英語のネイティブ発音、体育の実技の確認などの際に、音声や動画を活用することにより、正しい理解と実践が可能となります。
②子どもの注目すべきポイントを直接電子黒板の画面に書き込め、教員の手元を拡大することができるため、着眼点を明確に示し、一層理解を深めることができます。
③画面への書き込みを保存し、呼び出すことができるため、前回の授業の復習が容易になり、授業の連続性が生まれます。

平成26年度は、タブレットパソコン96台（児童生徒用40台×2、小学校教員用6台、中学校教員用10台）を小中学校各1校に試験的に導入し、独りでの学び、プレゼンテーションなど、タブレットパソコンの学校での活用可能性について実証研究を進めました。情報主任を中心に、グループやペアでの協働学習において、タブレットパソコンが活用されています。今後は、文部科学省が求める「一斉学習」や「協働学習」の実践を重ね、さらに「個別学習」による個々の能力や特性に応じた学びに取組んでいきます。

【目指す姿】
教員の指導にICT活用が組み込まれ、指導のねらいや児童生徒の実態に応じて、題材や素材（映像や音声）など、学習内容がわかりやすく適切に示されることで、子どもたちが興味や関心を持って授業に臨むことができ、学力を向上させるとともに、子どもたちがICTを利用して情報を収集・選択したり、文章や図・表にまとめて表現したりするなどの情報活用能力を向上させている。
【平成26年度の状況】
子どもたちはタブレットパソコンを難なく使用しており、自分の考えを書き込んだり、書き込んだ画面を電子黒板に映し出し発表したりして活用している。児童生徒の97％がタブレットを活用した授業は楽しいと回答している。今後、効果的に活用する授業場面の研究や、個別学習での活用について検証していく。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○平成26年度からタブレットパソコンを導入した学校において、子どもたちのほか、教員に対するアンケートを実施し、その結果を活用方法などに反映させると良いと思います。
○電子黒板やインターネット環境を活用し、ALTとともに英語圏の国と様々なテーマで話し合うなどの授業展開も可能だと思います。ICT機器や他国の文化、英語がより身近になると思います。

幼保小連携・小中一貫教育

[幼保小連携]

幼稚園・保育所と小学校の間を円滑に接続し、小1プロブレム（小学校入学後の児童が学校生活に馴染めず、授業中に歩き回る、教員の話を聞かない等の問題のこと。）を防止・解消することを目指して、幼稚園・保育所、小学校の教職員で構成する連携協議会を設置し、幼児と児童の交流を行うとともに、保育士や教職員による子ども情報の共有を図り、教職員間で各発達段階の理解を深める取組みを実施しています。

（図表3-1-1）幼保小連携の概要

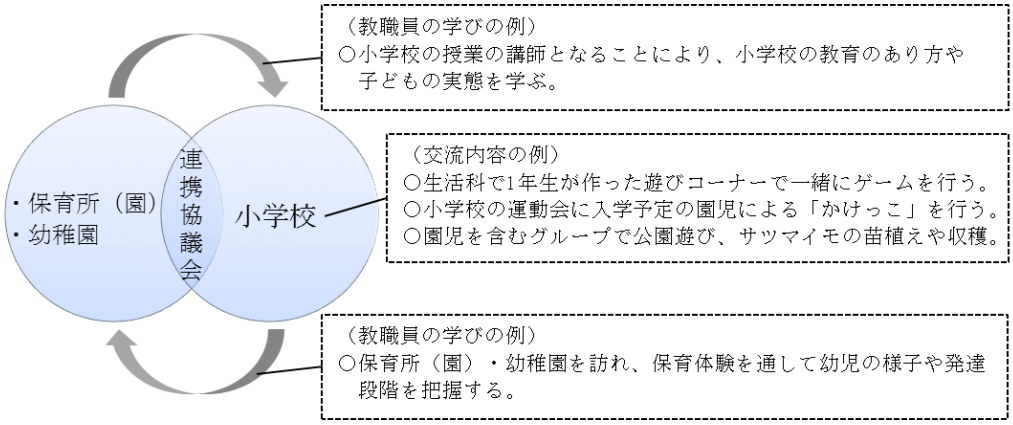

平成26年度は、小学校を核とする幼保小連携推進計画に基づき、幼稚園・保育所や学校の実態に合わせて実施した子ども同士の交流、幼児とその保護者を対象とした体験活動等について、実践・成果・課題をまとめ、各学校と情報の共有を行いました。

[小中一貫教育]

平成26年度は、各学校の小中一貫教育の実践内容や成果、課題を明確にし、その内容を各教職員が共有できるよう努めました。また、小中一貫校の設置については、小中一貫校の学校運営体制の構築や教育課程の編成、教職員人事のあり方について、先進的に取組んでいる教育委員会や学校を調査し、研究を進めました。平成27年度からは、藍川小学校・藍川北中学校、長良西小学校・長良中学校、厚見小学校・厚見中学校を小中一貫モデル校に指定し、教育目標統合やカリキュラム一貫化の検討を進めています。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○小学校に入学してすぐの子どもたちにとって、45分間の授業の全てを集中して聴くことは難しいと思います。授業時間を弾力的に変更するなどの試みを考えてみてはどうでしょうか。
○小中一貫教育について、教員が単に行き来する連携ではなく、カリキュラムの一貫化を進めている点が非常に良いと思います。施設一体型の小中一貫校は、人材や施設の有効活用の面で効果的ですが、離れた学校でもカリキュラムの一貫化は可能です。それぞれの学校の特徴に合わせて、小中一貫の良さを生かすよう進めていけると良いと思います。

（基本施策2　才能を見出し個を伸ばす教育の推進）

重点事務　小中英語教育の推進

[岐阜発「英語でふるさと自慢」]

岐阜発「英語でふるさと自慢」事業は、小学校卒業段階で英語を使って簡単な会話やふるさと自慢ができる児童の育成を目指し、地域在住の外国人をEF（英語活動指導協力員）として市内全小学校に派遣し、児童の英語の授業のサポートを行わせています。

[ALT（外国語指導助手）派遣]

平成25年9月から、市内全中学校においてALTを増員し、年間53時間（週1.0時間→週1.5時間）以上の指導を受けることができる環境を整えると同時に、市内全小学校第5、6学年に、同一校区の中学校で勤務するALTの派遣（年間18時間）を開始しました。小中学校の連携を密にし、指導の工夫改善をより一層進めていきます。

【目指す姿】
子どもたちが、中学校卒業段階で、挨拶や対応、身近な暮らしに関わる話題などについて、英語でコミュニケーションができる能力を身に付けており、外国人に出会っても物怖じしたりせず、進んで会話をすることができている。

【平成26年度の状況】
平成26年度、小学校第1～4学年にはEF（英語指導協力員）を全学級に年間18時間、小学校第5、6学年及び中学校にはALT（外国語指導助手）を全学級に年間53時間程度、それぞれ派遣した。これにより、児童生徒は英語を介して外国人とコミュニケーションを図ることに十分慣れ親しむとともに、英語をさらに学習しようとする意欲をもつことができた。
今後は、児童生徒の「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの技能を確実に高めるためのEF、ALTの有効な活用法を追究し、それを各教師に伝えながら実践を促していく。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○子どもたちが英語を身に付けていくためには、生活にかかわることや話したい相手がいるといった英語を話す・使う必然性のある環境が重要です。高校では、グローバルキャンプでアジアの各国の人たちとグループを作り、その中で、例えば、ベトナムの環境問題について話し合うといったプログラムがあります。あるテーマにおいて、様々な人と一緒に作り上げていくことができるプログラムがあると良いと思います。

STEM教育 （前年度重点事務）

「未来を見据えた人づくり」として、科学に興味を有する児童の才能伸長、科学技術への理解増進、科学技術リテラシーの普及・向上を目的として、STEM教育を推進しています（STEMはScience,Technology,Engineering,Mathematics（科学、技術、工学、数学）の略称です。）。

平成26年度は、STEM教員25名（理科教員OB等）を雇用し、市内全小学校において、理科の実験（熱気球を上げたり、気圧でドラム缶を潰したりなど、専任ならではの、科学への探究心を喚起する面白い実験）、理数系クラブの指導、科学作品展の指導など、専門性を生かした指導に取組んでいます。

【STEM教員の資質向上、活躍の場の拡大】
○実践交流会や学校現場での実践研修会及び専門機関による研修会などを実施し、STEM教育の充実やSTEM教員の資質向上に努めます。
○STEM教員の活躍の場として、科学作品展の相談員、科学くふう展の審査員など、より多くの児童生徒に専門性を活かした指導ができる機会を与えます。また、サイエンスフェスティバル、科学の祭典などの科学体験をする場に積極的に参加し、ブースを設置して楽しい科学実験を提供します。

【目指す姿】
児童生徒の科学的創造・工夫の芽が存分に育まれる人的・物的環境が整備されているとともに、STEM教員の専門性に裏付けられた指導力が、児童生徒の科学への好奇心や意欲を喚起し、理数科が好きな児童生徒が増えている。
【平成26年度の状況】
STEM教員の実践交流や専門機関による研修会、サイエンスフェスティバルにおけるブース出展や科学作品展の相談員（8名）、科学くふう展の審査員（6名）などの活動を通じ、指導力の向上に努めた。今後は、さらに学校現場での実践研修会を重ね、児童生徒が意欲的に学べるよう教員の資質向上に努める。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○STEM教員の活躍は、教員の補助として役割のみならず、若い教員の指導力向上への動機付けにもなります。専門性を生かした教員への資質向上にも取組んでもらいたいと思います。
○アンケート調査の結果、素晴らしい授業が行われ、理科好きの生徒が増えていますので、大変良いことだと思います。今後は、学んだ教科をいかに生徒の日常生活や将来への志につなげていくかが課題となります。
○理科の実験では、グループに1つの器具よりも個々に1つあった方がよいと思います。例えば科学館を拠点にして学校間での器具の貸し借りなどができる仕組みがあるとよいと思います。

重点事務　土曜日等の教育活動推進

平成14年度に学校が完全週5日制になりました。以来、社会全体が土曜日も子どもを受け入れる仕組みを作ってきました。その一方で学力低下が叫ばれ、土曜日等を有意義に過ごすか否かが、子どもの教育に大きく影響を与えるという考えから、教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に教育活動を実施できる制度が定められたことを受け、岐阜市では土曜日等の教育活動を年間10回実施しています。

子どもたちの土曜日等における教育活動を推進するため、大学教員等に教育コーディネーターを、大学生等に授業サポーターを依頼し、土曜日等に小中学校へ、年間5回、のべ15時間程度、派遣しています。

平成26年度は、市内小学校3校（黒野小学校、三輪南小学校、三輪北小学校）、市内中学校2校（岐阜西中学校、三輪中学校）に教育コーディネーター2名、大学生のべ124名を派遣し、授業を補助してもらいました。大学生による授業は、子どもたちの楽しみとなり、明るく活動する姿が見られるとともに、全国学力・学習状況調査の調査結果において、平均正答率等の向上が見られました。

平成27年度は、授業サポーターの派遣を継続するとともに、「土曜日等の才能開花教育」を実施しています。多様な可能性を秘めている生徒に対し、学校教育だけではフォローできない才能を開花させるきっかけ作りになることを願い、全中学校1名～2名を対象に、年間10回、発展的な内容、芸術・体育等の分野について、生徒の隠れた才能を開花させるきっかけを作る授業を展開していきます。

【目指す姿】
社会全体で子どもたちを育てるために、学校、家庭、地域の三者が役割を認識し、各学校の実情に応じた特色ある教育活動が実施できている。子どもたちが土曜日の教育活動に楽しみながら参加でき、様々な人とのかかわりや体験を通して、自身の可能性に気付くことができるきっかけとなっている。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○才能開花教育は、とても面白い取組みだと思います。学校では出会えない高度な内容や興味関心のあるものに触れる様々な機会があることは、子どもたちの成長の上でも、人間関係形成の上でも重要です。保護者も参加できる仕組みがあるとより良いと思います。
○子どもたちには、興味関心に基づく自由選択のもと、様々な経験をして、学びへのきっかけづくりになるよう取組んでいただきたいと思います。志を持ち、主体的に学んでいく子が岐阜市から多く生まれると良いと思います。

ゴールデンジュニアスポーツプラン

ジュニア期のスポーツのきっかけづくり、競技人口の拡大、競技力の向上を目指し、市内の小中学生を対象に、体育施設等を利用して、専門的な指導者によるスポーツクラブを開催しています。

平成26年度は、多くの種目で、定員数を超える申込みがあり、定員を超えて実施するなど柔軟に対応しました。市民のスポーツ振興の機運と各クラブの需要の高まりが感じられ、広報等による一定の効果があったものと考えられます。平成27年度は、大幅に定員を上回る申し込みのあった一部の種目について指導員及び定員の増加を行い、より多くの市民がスポーツに親しめるよう努めました。

本事業の過去の受講生が日本記録を達成するなど、着実に成果をあげていますが、定員を大幅に超える申込みが続いていることから、指導者の増員や需要に合わせた定数の見直しが課題となっています。

【具体的内容】
①ジュニアスポーツクラブ（年間15回）　⇒　卓球、バドミントン、ソフトテニス、陸上、柔道、体操、剣道、サッカー、社会人野球チームによる野球教室（中学生対象）

②アビリティアップクラブ（年間35回）　⇒　ホッケー、自転車、レスリング、フェンシング、相撲、ビームライフル、硬式テニス（市内の高校で実績のあるマイナー種目）

（図表3-1-2）ゴールデンジュニアスポーツプラン参加者数（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
ジュニアスポーツクラブ	999	1,125	1,134	1,077	901	1,101
アビリティアップクラブ	53	50	50	45	43	60
計	1,052	1,175	1,184	1,122	944	1,161

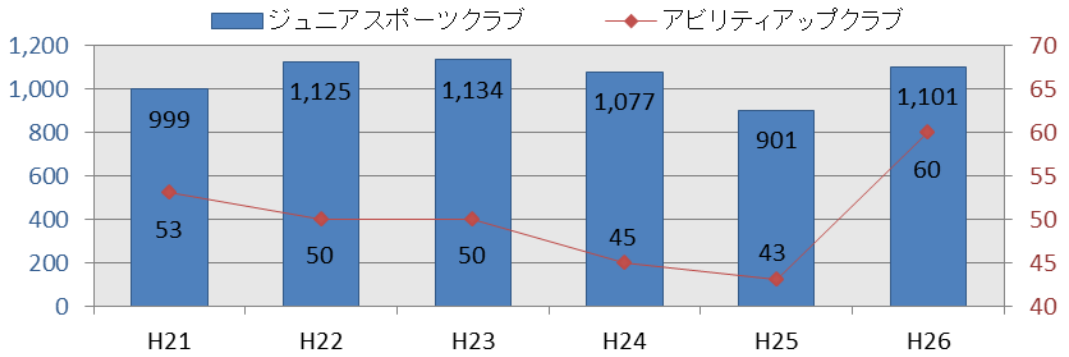

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○この取組みは、高校の部活動に繋がっていく大切な取組みであり、継続していただきたい。
○平成26年度から平成27年度はいずれも増加傾向にありますので、岐阜市の生涯学習の一つとして、楽しみ、親しめるスポーツクラブとして続けてください。

（基本施策3　子どもの豊かな心、健やかな体の育成）

スポーツ少年団

スポーツ少年団の運営支援として、指導者の研修、運営の助成等を行っています。平成26年度の団員数は、平成21年度比で25.7％減少していますが、これは、他のクラブチームへの参加、生活の多様化、家庭の事情による団加入見合わせが増えてきたものによるものと思われます。

（図表3-1-3）スポーツ少年団の団体数と団員数の推移

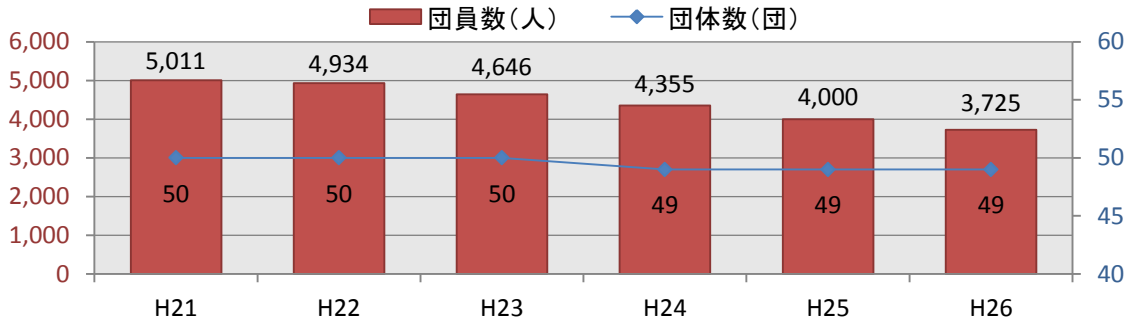

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○団員数が毎年逓減しています。クラブチームに移っているのか、保護者の負担の影響なのか、現状を調査し、分析して対策の検討を進めてください。

食育・小児生活習慣病予防対策

[食育]

児童生徒の食に関する自己管理能力を高めるために、夏休み等に五感を通した「食の体験教室」を実施しています。具体的には、栄養教諭や栄養職員が中心となって、子どもとその保護者を対象にした調理教室を行います。親子がともに家庭の食生活を見つめ、改善するきっかけとなることが期待されます。平成26年度は7校・2園で11回実施しました。実施により、食に対する意識が高まり、食事内容についての理解が高まったといった成果が学校から報告されていますので、今後においても継続した取組みを進めていきます。

[小児生活習慣病予防対策]

児童の健康改善を目的に、生活習慣病の予防啓発（対象は児童とその保護者）、総コレステロール、中性脂肪、尿酸の血液検査（対象は小学校5年生の希望者）を実施しています。

血液検査の結果が要注意・要管理の児童については、養護教諭・学校医による生活指導を実施しています。生活習慣改善には家庭の協力が不可欠であるため、平成26年度は、予防啓発の対象を、従来の5年生に加えて、低学年まで拡充し、生活リズムチェック表の活用を推進するなど、意識向上の啓発に努めました。

（図表3-1-4）総コレステロール・中性脂肪・尿酸で要注意・要管理に該当する児童の割合（%）

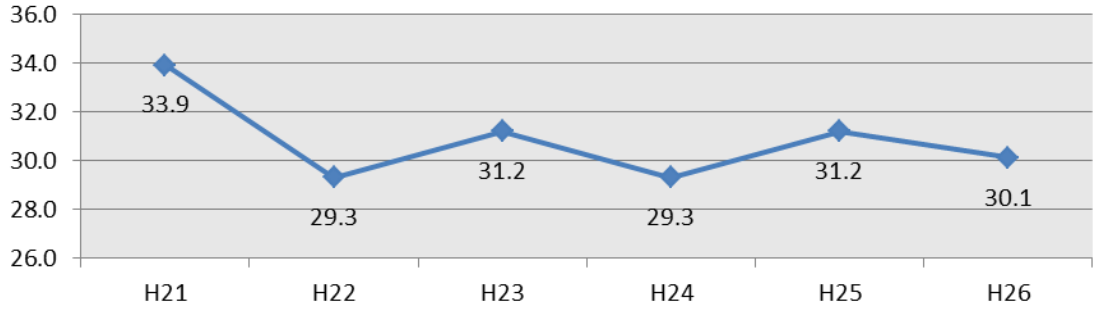

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】

○非常に丁寧に食育を推進していると思います。食育においては、子どもたちに自己管理能力を身に付けさせることが重要です。そのためには、保護者の協力が欠かせませんので、例えば、子どもたちが親に対して料理を作るといった、保護者と一緒にできて、子どもの自信につながる取組みがあると良いです。

（基本施策4　青少年が自ら「志」を育むための支援）

岐阜商業高等学校は、昭和44年4月に中学生の進学先の確保、アパレル業界への人材の確保を目的に設置されました。平成26年度は、3年生 158名のうち106人（67.1%）が進学しました。

（図表3-1-5）岐阜商業高等学校生徒進路状況（人）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 就職	53	50	52	47	42	60	52
② 大学	57	57	62	58	51	53	57
③ 短期大学	12	16	19	17	21	13	15
④ 専門学校	32	31	26	32	42	29	34
⑤ その他	1	1	4	4	4	3	0
計	155	155	163	158	160	158	158
※ 進学率	65.2%	67.1%	65.6%	67.7%	71.3%	60.1%	67.1%

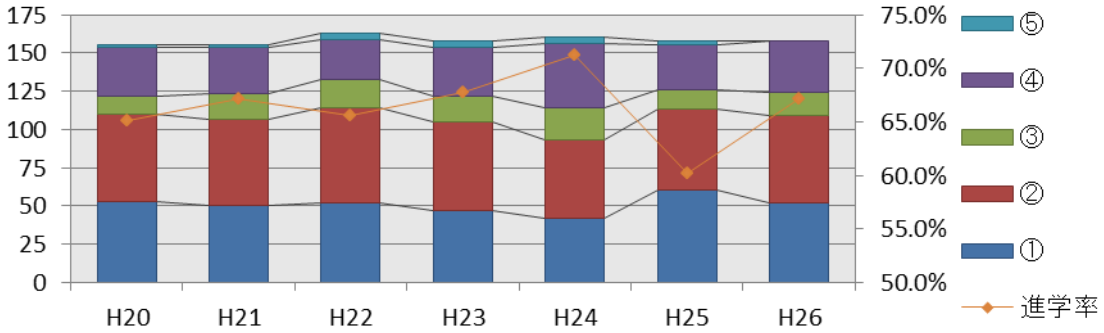

中卒者の進路については、ほとんどが進学、数十名が就職・未就職という状況です。平成26年度には、子ども・若者総合支援センターを開設し、未就職者に対する支援を行っています。

（図表3-1-6）岐阜市立中学校卒業者の進路状況（人）

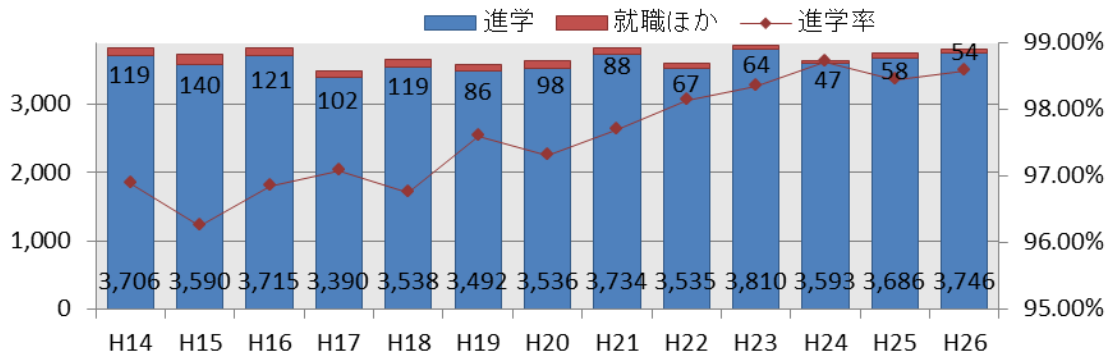

「キャリアチャレンジ」職場体験学習　（前年度重点事務）

中学校において職場体験学習を実施しています。職場体験学習に際しては、事前・事後指導として、職業調査、適性検査受験、事業所訪問、礼儀作法の学習、職場見学、外部講師による講話、職場体験学習のまとめ・交流等を実施しています。学習の機会を増やすため、複数日の職場体験

を企画するなどの工夫に努めています。

【平成26年度の実践例】
① 藍川東中学校では、漁業体験学習において、岐阜県にはない海での仕事について理解を深めました。また、職場体験の事前学習として、外部講師を招いてマナーアップ講座を行い、ビジネスマナーのポイントについて演習を通して学びました。
② 島中学校では、キャリアスクールとして、地域の方を講師として招き、18の職業について、具体的な仕事の内容や資格について学びました。また、実際に使用している制服を見たり、道具に触れたりすることで、仕事への憧れをもつきっかけになっています。

【目指す姿】
児童生徒の発達段階に応じて、自分を見つめながら夢を育て、志を高める取組みの充実により、子どもたちが可能性を伸ばしていくための環境が整っている。子どもたちは、それぞれの教科や特別活動、地域を教育の場とする善意の大人の人生に出会うこと等により、将来生きるためのスキルが磨かれると同時に、継続的に自らの成長を確認している。
【平成26年度の状況】
職場体験学習の複数日実施校は18校あり、年々増加している。また、事前学習により多くの職種の方から話を聞く機会を設ける取組みも行われている。職場体験学習を、キャリア教育としてその前後の教育活動とどのように結び付けるか、さらに実践を積み重ね、検討していく。

1/2成人式・立志の集い

10歳（全ての小学校4年生）で成人の2分の1にあたる「1/2成人式」を、14歳（全ての中学校2年生）で「立志の集い」を実施しています。

「1/2成人式」は、生まれてから今日までを振り返り、自分への誇りと支えてくれた人への感謝の気持ちを育み、将来の自分に希望を持つ楽しさを教える取組みであり、「立志の集い」は、職場体験や社会人の講演会等を通して、将来の具体的な生き方を考えさせて「志」を育む取組みです。

市岐商デパート

岐阜商業高等学校の生徒が、学校授業の一環（「総合的な学習の時間」）として、各500円出資して株主となり、仕入れから販売までを行うデパート事業を実施しています。授業で学んだことの実践だけでなく、接客態度の重要性や、一人一人が各業務に責任を持つことの大切さを再確認できる機会となっています。

平成26年度は、柳ヶ瀬本通りで開催する初の試みを行いました。販売後、計画通りにいかなかった事項の改善を来年に向けて考えました。

平成26年度は、岐阜特産品のいちご「濃姫」や枝豆を使ったオリジナル商品を開発・販売すると

ともに、東日本大震災復興支援として、東北の物産を取扱い、利益の一部を東北復興支援として寄付しました（平成26年度来客数は約9,700人）。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○岐阜市には、どのような中小企業があり、どのような技術があるのかを子どもたちは知りません。岐阜市で活躍してもらうためにも、知識として教えてはいかがでしょうか。
○体験をいかに学習につなげていくかが重要です。例えば、職業体験において、岐阜市にある産業的な課題を見出し、総合的な学習の時間で、地域貢献を考えるといったことや、職業体験先を生徒自身が探し出し、交渉するというように、子ども自身がいかに主体的に動いていくかが重要です。
○外部講師を招いてマナーアップ講座をすることも良いですが、職業体験を行った生徒が次に体験する生徒にマナー講座を行うことで学びにつなげていくことができます。

（基本施策5　一人ひとりのよさと可能性を伸ばす幼児教育の推進）

幼児教育の振興

【平成26年度：市立幼稚園児数】
加納幼稚園：99人　岐阜東幼稚園：68人
【平成25年度：市立幼稚園児数】
加納幼稚園：112人　岐阜東幼稚園：62人　大洞幼稚園：17人

岐阜市は、平成25年度中、幼稚園3園を設置運営していましたが、そのうち大洞幼稚園は平成26年4月に廃止となりました。残り2園（加納、岐阜東幼稚園）は、市幼児教育の拠点として、①研究実践、②子育て支援、③発達支援機能を強化した取組みを実施しました。平成26年度からは、③発達支援機能の一部については、子ども・若者総合支援センターの幼児支援教室が担っています。

（基本施策6　子どもの「生きる力」を育成する教職員の資質向上への取組み）

【平成26年度：教職員数】
小学校1,621人　中学校793人　商業高等学校45人　特別支援学校110人　市立幼稚園16人
【平成25年度：教職員数】
小学校1,632人　中学校805人　商業高等学校46人　特別支援学校108人　市立幼稚園41人

授業・評価改善

どの市立小中学校の児童生徒も等しく高い水準の授業を受けられるようにすること、また教職経験の少ない教員の支援を行うことを目的として、教科ごとに高い専門性を有する教職員を「評価改善委員」に任命し、教科指導・評価の手引きである「指導と評価の計画」を作成して、全教員の資質向上を図る取組みです。現存する「指導と評価の計画」は、小中学校合わせて計17冊、6,886ページの大作となっており、岐阜市立小中学校の高い教育水準の礎となっています。

平成26年度は、中学校の全教員に「指導と評価の計画」「補助資料」のデータが入ったDVDを提供して、岐阜市の教科指導・評価メソッドの普及を図りました。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○「指導と評価の計画」を作成しない教育委員会がありますが、岐阜市は非常に充実しています。「指導と評価の計画」は、教員が授業の参考に使用できるとともに、作成する際に、その教科の研修となり、自信につながりますので、引き続き進めてください。

研修講座

教育研究所において、教職員の資質向上・指導力向上を目的とした研修を実施しています。

【平成26年度：実施状況】
① 指定研修：経験年数に応じた研修「初任者研修」「12年目研修」等や、職務に応じた「教頭研修」「教務主任研修」等46講座（165回、受講のべ5,400人）
② 希望研修：教職員の要望に応じ、夏季休業中に実施35講座（36回、受講のべ621人）
③ 校内研修を支援する出前講座4講座（14回、受講のべ447人）

今後も増加が予想される若手教職員に対して、効果的な育成方法を検討しています。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○研修内容の充実が図られています。
○組み合せ研修として同じ学校から教頭と新任教員を出席させ、互いに授業スキームを検証するのも面白い取組みだと思います。

（基本施策7　安全・安心な教育環境の整備）

エアコン設備

夏の猛暑から子どもたちの健康を守り、学びに集中できる快適な教育環境を整えるため、平成25年度・平成26年度の2か年計画で、岐阜市立の全小中学校、特別支援学校、幼稚園、岐阜商業高等学校においてエアコン整備を進めました。

平成25年度に着工した中学校22校と小学校4校については、平成26年度中に整備が完了し、

平成27年6月からは全ての岐阜市立学校(園)で使用を開始しました。エアコンの稼働に当たっては、運用指針を策定し、各学校で環境に配慮しながらエアコンを利用していきます。

小中学校の適正規模化・適正配置

一学校あたりの児童生徒数を一定規模で維持することによって、児童生徒に集団の中での切磋琢磨を通じて社会性を育ませ、一定の水準に達した義務教育を実施することが可能となります。学校の児童生徒数の規模を適正に維持するため、児童生徒数が減少した地域において、地元と協議しながら学校統合を進めています。

教育委員会では、平成26年3月に、徹明小学校・木之本小学校の「統合に関する方針」を決定し、両校統合に向けた準備を進めています。

(図表3-1-7)最近の学校統合のあらまし

小中学校の統合・再編計画

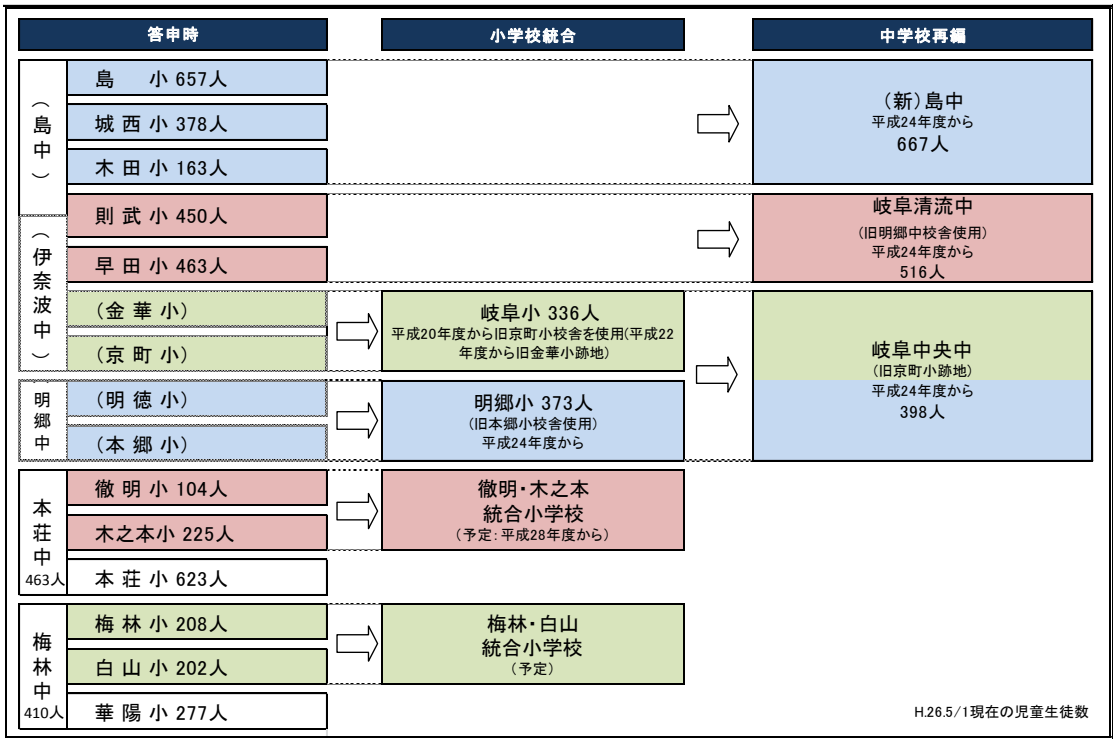

安全な通学路の確保

他の自治体の児童生徒が通学途上で交通事故に遭遇する報道が相次ぐ中、文部科学省・国土交通省・警察庁から、通学路の緊急合同点検が通知されたことを受けて、岐阜市の全小学校において、保護者、地域住民、道路担当課、警察とともに通学路の安全点検を行っています。

平成25年度は、道路管理者により、路肩の設置・拡幅や車線分離標、注意喚起看板の設置など、点検結果に基づき立案された対策が着実に実施されましたが、子どもたちを取り巻く道路環境も日々変化していくため、引き続き、通学路の安全確保に向けた取組みを行っています。

平成26年度は、関係機関の連携体制を構築し、「岐阜市通学路交通安全プログラム」を策定し

ました。同プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

また、教育委員会が報告を受けた児童生徒の交通事故では、約8割が帰宅後や休日に発生していること、事故の原因の大半が飛び出しによるものであることから、今後においても施設整備だけでなく、地域の大人による見守り支援や交通安全教室などを推進し、安全対策に努めていきます。

耐震補強

阪神淡路大震災、東日本大震災を契機として、学校校舎、体育館（災害時に市民の防災拠点として重要な役割を担います。）、幼稚園について、平成23年度までに耐震診断を実施しました。岐阜市立の全学校（園）で耐震補強を必要とする校舎については、平成26年度に耐震補強工事が完了し、体育館についても平成27年度の完了に向け、着実に進めています。

太陽光発電設備

地球温暖化を防止し、自然エネルギーを活用すること、環境教育の実例とすること、災害時の非常用電源とすることを目的として、太陽光発電設備の整備を進めています。

平成26年度に太陽光発電設備を設置した学校や教育機関はありませんでした。平成27年度に小学校2校に設置できるよう進めています。

校（園）庭芝生化モデル事業

近年、校（園）庭の芝生化が注目を集めています。芝生化により、子どもたちの転倒時の怪我防止、健康面の効果、砂塵の飛散防止などの効果が得られます。岐阜市では土や大地に親しむ子どもたちの成長を願い、校（園）庭の芝生化モデル事業を実施しています。

平成22年度は小学校2校と幼稚園1園で、平成23年度は小学校2校で、平成25・26年度は小学校2校で整備を行いました。平成27年度は2校で整備を行い、今後の更なる普及に向けて、教育的効果の検証や、学校運営の負担とならない芝刈りや水やりなど維持管理の研究を続けていきます。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○「岐阜市にはこんな設備があるから移り住みたい」と思う人が増えるよう環境整備を進めていけると良いと思います。

（2）基本的方向性2　学びや育ちのセーフティネットの構築

（基本施策1　子どもが将来遭遇するであろう危機や危険に対処する力を培う教育の推進）

「危険から自分を守ろう」事業

各小学校において、児童の危機対応能力を高めるために、児童自らが、保護者や地域の方々の協力を得て地域を回り、防犯、交通安全、防災の観点から危険箇所を発見し、「地域安全マップ」を作成する取組みを進めています。

このほか、不審者対策として、警察等の協力により、児童生徒や教員を対象とする不審者対応教室を実施しています（全小学校で年間1回以上）。

子どもたちが危険を感じた時などに駆け込める「子ども110番の家」　登録数：およそ3,000か所

情報化社会への対応（サイバーパトロール）

情報化が著しく進む現代においては、児童生徒が情報機器を有効に活用できるように支援することとともに、児童生徒をインターネット上の有害環境から守ることも重要です。児童生徒に対してインターネットの適切な利用方法を普及啓発し、いわゆる裏掲示板や裏サイトなどの監視を行っています。平成26年度は、裏掲示板や裏サイトなどの監視については、23件の削除要請を行いました。インターネットの適切な利用方法については、平成26年度から保護者、教員向けに情報モラル出前講座を実施しています。また、各学校においても情報モラル教育ができるように教育イントラネットの「学びの扉」に研修資料を掲載し、活用を促しています。

（図表3-2-1）市ＰＴＡ連合会による「決めて守ろう！『我が家のルール』」の取組み

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○スマートフォンの普及により、インターネット上に簡単に投稿することができますので、しっかりとチェックし、問題のあるものについては、削除を依頼したり、学校へ連絡したりするなど適切に対処してください。チェックにあたっては、子どもたちからも情報収集すると、より機能的になるかと思います。

（基本施策2　障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する教育の推進）

特別支援教育スーパーバイザー

平成26年度、市立小中学生 32,323人のうち、障がいのある又は障がいの疑いのある児童生徒は、1,300人余（4%弱）でした。障がいのある児童生徒の増加や障がいの重複、多様化に対応するため、専門的な知識や経験を有する特別支援教育スーパーバイザーを配置しています。

（図表3-2-2）平成25年度以降の市立小中学校における特別支援教育のイメージ

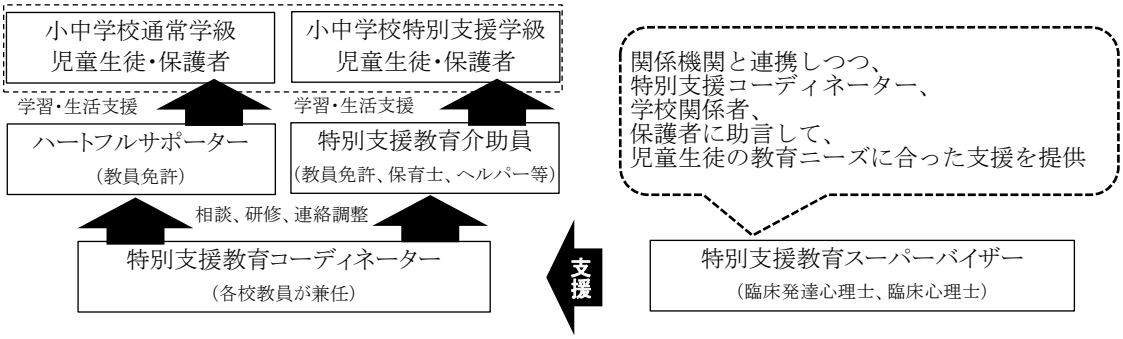

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○学校現場では、ハートフルサポーターがより求められています。特別支援教育スーパーバイザーが、ハートフルサポーターなどと情報交換を行い、互いに助け合いながら進められると良いと思います。また、専門性を生かし、ハートフルサポーターの指導力を高められるよう進めていけると良いと思います。

ハートフルサポーター

教員免許状の有資格者をハートフルサポーターとして各小中学校に配置し、通常学級に在籍する、学習と生活に配慮を要する児童生徒に対して、きめ細やか指導を行い、学校生活の安定と確かな学力の定着を図っています。平成26年度は、ハートフルサポーターの複数配置校（小学校26校、中学校6校）を増やして、児童生徒に合わせたよりきめ細やかな対応を進めました。また、ハートフルサポーターに対し、年間5回程度研修を行い、豊富な経験を有するハートフルサポーター

の指導手法や各学校における状況の共有を図るなど、ハートフルサポーターの指導力向上を図りました。今後も、ハートフルサポーターの指導力の向上や情報共有を進めていくとともに、課題である配置数の改善に向け、取組みを推進していきます。

（図表3-2-3）ハートフルサポーター配置数（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校	54	59	66	66	73	73
うち複数配置	6	11	18	19	26	26
中学校	22	22	22	22	28	28
うち複数配置	0	0	0	0	6	6
計	76	81	88	88	101	101

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○配置する際に、ベテランのハートフルサポーターと若手の教員という組合せや、逆の組合せを行うことにより、互いの資質向上を図ることができます。

（基本施策3　経済的な困難を有する子どもへの就学支援）

要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

岐阜大学教育学部附属小中学校、市立小中学校へ通う要保護、準要保護の児童生徒の保護者を対象に、学用品費、給食費等を助成しています。

「要保護」とは、生活保護法に規定する、保護を必要とする状態をいい、「準要保護」とは、要保護に準ずる程度に困窮しており、就学困難な状況をいいます。要保護の児童生徒については国が支給額の1/2を負担しています。

平成25年8月から3年間かけて、国において、生活扶助基準額を段階的に引き下げることが決定されましたが、この制度改正によって、これまで要保護、準要保護として助成を受けてこられた方が、準要保護又は対象外とされるおそれがありました。平成25年度は、文部科学省の通知のとおり、当初に要保護として認定された方については、引き続き要保護として認定し、準要保護児童生徒のうち、生活扶助基準額を用いて認定を行う方については、引き下げ前の基準額を用いて認定を行いました。平成26年度も、引き続き、引き下げ前の基準額にて認定を行うとともに、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても助成の対象といたしました。

平成27年度以降については、児童生徒への影響が最小限になるように、国からの情報収集に努めながら、県、中核市、近隣自治体と連携を密にして、対応してまいります。

(図表3-2-4)要保護及び準要保護認定児童生徒数(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①要保護	137	223	268	277	311	295
②準要保護	4,318	4,422	4,419	4,320	4,245	4,152
計	4,455	4,645	4,687	4,597	4,556	4,447
5/1児童生徒数	34,502	34,174	33,851	33,265	33,017	32,323
うち①②の割合	12.9%	13.6%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%

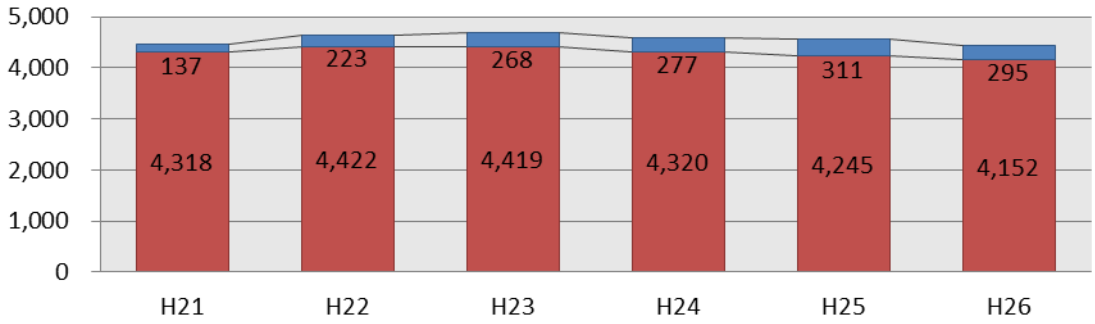

(図表3-2-5)平成26年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金支給状況

	小学校			中学校			計	
	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)	支給額(千円)
学用品費 通学用品費 校外活動費	2,519	35,181	13,966	1,598	37,556	23,501	4,117	72,737
新入学 児童生徒 学用品費	301	6,161	20,468	486	11,445	23,550	787	17,606
修学旅行費	519	9,895	19,065	560	30,381	54,251	1,079	40,276
学校給食費	2,441	105,114	43,061	1,554	77,765	50,042	3,995	182,879
クラブ活動費	0	0	0	1,137	8,185	7,198	1,137	8,185
生徒会費	0	0	0	1,316	619	470	1,316	619
PTA会費	1,947	6,356	3,264	1,450	5,975	4,120	3,397	12,331
計		162,707			171,926			334,633

特別支援教育就学奨励費補助金

特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者を対象に、学用品費、給食費等を助成しています。

(図表3-2-6) 平成26年度の特別支援教育就学奨励費補助金支給状況

	小学校			中学校			計	
	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)	支給額(千円)
学用品費 通学用品費 校外活動費	140	727	5,193	51	337	6,608	191	1,064
新入学 児童生徒 学用品費	22	225	10,227	17	200	11,765	39	425
修学旅行費	26	251	9,654	21	510	24,286	47	761
通学交通費	1	24	24,000				1	24
学校給食費	151	3,236	21,430	66	1,601	24,255	217	4,837
計		4,463			2,648			7,111

（基本施策4　不登校やいじめなど学習や生活に困難を有する青少年への支援）

ほほえみ相談員

ほほえみ相談員（教育免許状取得者もしくは心理学学位取得者から任命）を全中学校区に1人ずつ配置（22人）し、不登校児童生徒の家庭訪問を中心としたふれあい活動等を通して、学校復帰を支援するほか、学校内において、いじめ問題等の早期発見、早期対応に当たらせています。

ほほえみ相談員は、年間20回をめどに、「ほほえみ相談員研修会」を行っています。現在の各小中学校の不登校児童生徒に関する情報交換を行いながら、対応を考えるとともに、実際の事例に基づいて「事例研修」を行っています。

学校やほほえみ相談員、スクールカウンセラー等による様々な対応により、不登校の改善につながった児童生徒も多くみられますが、小・中学校における不登校出現率は、増加傾向にあります。保護者の姿勢や、養育力、精神健康度の低下が、児童生徒に大きく影響していると考えられます。児童生徒への支援はもちろん、保護者など児童生徒を取り巻く環境への支援も必要です。

【平成26年度の活動状況】
①不登校児童生徒への家庭訪問：のべ2,387回
②相談室で対応した回数：のべ10,002回
③自立支援教室で対応した回数：のべ429回

（図表3-2-7）不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒数（人）

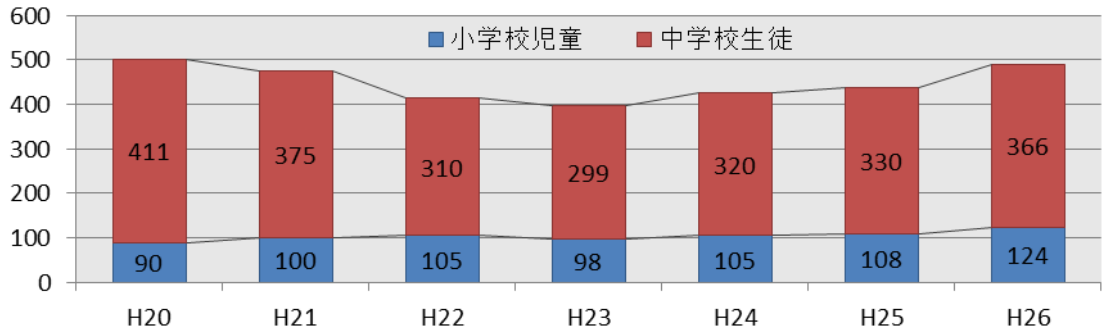

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○不登校の児童生徒数が増加傾向にありますので、原因の変化や特徴を分析し、ほほえみ相談員と連携しながら早期に対応できるよう進めてください。

いじめ防止等対策推進条例

大津市中学生がいじめにより自殺した事件を受けて、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が公布され、同年9月に施行されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を総合的、効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにして、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものです。

また、法律は、国に対し、いじめ防止基本方針の策定を求めるとともに、地方公共団体に対して、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求め、学校に対しては、いじめ防止基本方針、地域いじめ防止基本方針を参酌して、その学校の実情に応じた、学校いじめ基本方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者、その設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等についても規定しています。

法律の規定を受けて、岐阜市では、平成26年3月に、岐阜市におけるいじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進するための基本方針である、いじめ防止等対策推進条例（平成26年岐阜市条例第39号）を制定し、下記の事項を定めました。

(1) いじめの防止、早期発見、対処にかかる基本理念
(2) 市、学校、教職員の責務
(3) いじめ防止等対策のための組織の設置
　① いじめ問題対策連絡協議会（警察・児童相談所など、いじめ問題解決の際に連携すべき関係機関の連携強化を目的とする。）
　② いじめ問題対策委員会（岐阜市の一般的ないじめ防止等施策について諮るとともに、重

大事態に際して、教育委員会の諮問に応じ調査を行うことを目的とする。）

③ 学校いじめ防止等対策推進会議（学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。）

④ いじめ問題調査委員会（重大事態に際しての首長の調査を行うことを目的とする。）

平成26年度は、いじめ問題対策連絡協議会を年2回（7月、2月）開催し、いじめ防止に関わる関係機関の取組みについて理解、連携を図りました。また、いじめ問題対策委員会を年2回（9月、2月）開催し、重大事態発生時の市教育委員会主体の調査等に備えて、情報を共有し、万が一の事態に備える体制の構築を進めました。

学校に対しては、岐阜市いじめ防止等対策推進条例の子ども版を作成し、各学校で児童生徒に配布され、内容の周知が図られました。

今後も、関係機関との連携をさらに深めるとともに、いじめの未然防止等に注力してまいります。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○いじめには必ずサインがあります。教員は子どもたちが活動しているときにその様子をよく観察し、サインを見逃がさないようにしていただきたい。

補導業務

平成26年度より、組織・業務の再編に伴い補導業務は、子ども・若者総合支援センターの事務（街頭補導・相談業務）と青少年教育課の事務（地域補導）に分かれました。

地域補導（中学校区ごとに地域補導委員会を設置し、委嘱した地域住民が地域行事や祭礼の場での声かけ巡回や情報支援を行うもの）、公募市民によるボランティア補導を実施しました。

（図表3-2-8）補導実施状況（教育委員会青少年教育課実施分・人）

	小学生	中学生	高校生	未就学児	有職少年	無職少年	合計
人数	2,144	1,164	580	181	46	21	4,136

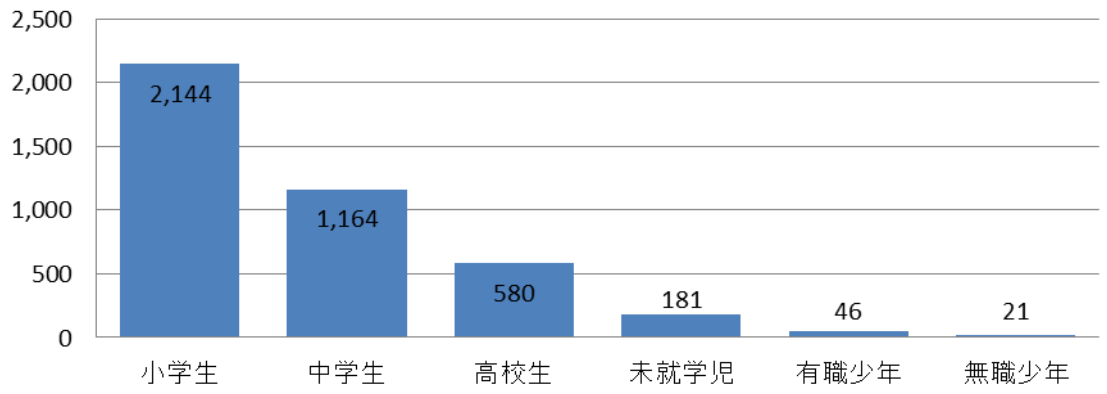

	あいさつ	励まし	行動確認	行動注意	合計
人数	2,557	232	283	1,064	4,136

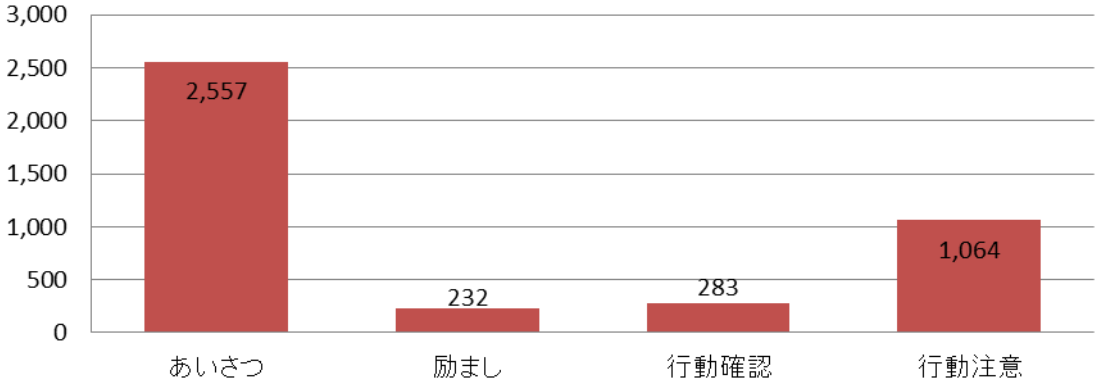

（基本施策5　放課後に子どもが安全で健やかに活動できる居場所の確保）

放課後チャイルドコミュニティ

※平成27年度に「留守家庭児童会」から名称変更

	放課後子ども教室	放課後学びの部屋	放課後児童クラブ※
概要	地域住民の協力を得て、子どもに体験・交流・遊びの場を提供	図書室を利用し、子ども自らの意思で読書や学習ができる場を提供	共働き家庭など留守家庭児童を対象に、生活の場を提供
指導員	校区コーディネーター、放課後子ども教室教育活動サポーター、ボランティア（地域住民）	放課後学びの部屋教育活動サポーター（教員OB、図書整理員等）	専任支援員、補助員
時間	週1～2回 授業終了～下校時間頃まで	週1～5回 授業終了～下校時間頃まで	月曜日～金曜日、 土曜授業日 授業終了～18時（19時）
場所	学校体育館、運動場など	原則として学校図書室	主に学校教室
対象	全学年の児童のうち希望者（学校の実情に合わせた参加）	全学年の児童のうち希望者（学校の実情に合わせた参加）	留守家庭児童1～3年生（定員に余裕があれば4年生も可） ※別途入会条件あり
帰宅	全校一斉帰宅、集団帰宅（同学年、同時刻または同地域）、ボランティア・PTAによる付き添いや見守り隊のパトロール等		保護者の迎え、集団による帰宅等

放課後子ども教室については、指導員の高齢化が進むとともに、大変な労力を必要とすることから、指導員の確保が困難な状況にあること、また、放課後学びの部屋については、同様の理由で指導員の確保が困難な状況にあること、子どもの通学距離（＝下校時間）が長い箇所において利

用時間が短いことから、全小学校区での開設に至っていません。

放課後児童クラブについては、子どもの安全を最優先に考え、主に学校の余裕教室を利用していますが、学校教育において少人数学級や特別支援教育が推進されており、教室の需要が増えているため、放課後児童クラブの場の確保が困難になりつつあります。

教育委員会では、利用希望者調査を実施し、その結果を踏まえて、定員の見直し、教室の増設、4年生の預かり（通常3年生まで）、開設時間延長を実施し、待機児童の発生を抑制しています。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に対応し、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を条例として定めました。この条例に基づき、放課後児童支援員の資格及び配置について、平成27年度から平成31年度までの5か年で国が定める基準を計画的に達成していきます。また、同制度に対応して、全地域で対象学年を小学6年生まで拡大するため、学校の実情に合わせた施設整備を計画的に行っていきます。

また、利用者の要望に対応するため、通常18時までの開設時間を19時まで延長する取組みを5か所で実施しました。平成27年度はこの取組みを拡充し、22か所で実施するとともに、全ての地域で18時までの開設を行います。また、小学6年生までの利用を7か所で実施します。

（図表3-2-9）放課後チャイルドコミュニティ開設箇所数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①　放課後子ども教室	24	23	24	24	22	22	22
②　放課後学びの部屋	43	41	39	35	32	32	33
③　放課後児童クラブ	48	48	48	48	47	47	47
（参考）小学校区数	48	48	48	48	47	47	47

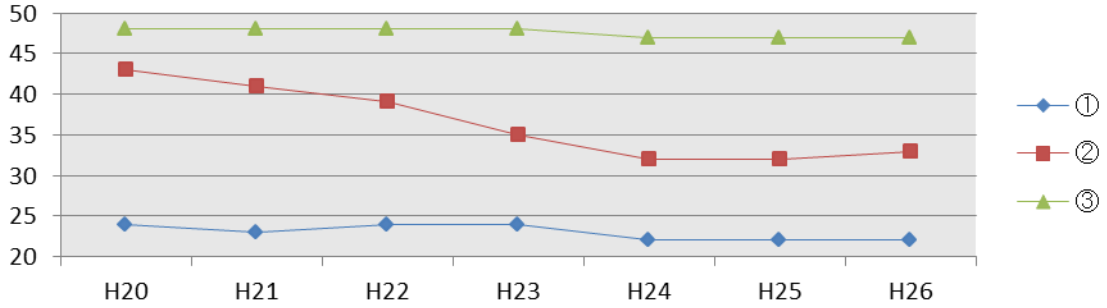

（図表3-2-10）放課後チャイルドコミュニティ延利用者数（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①　放課後子ども教室	36,458	36,282	35,248	29,611	29,555	27,950
②　放課後学びの部屋	34,526	42,485	36,408	34,239	32,740	30,116
③　放課後児童クラブ	265,742	298,362	311,365	313,764	327,187	314,398
計	336,726	377,129	383,021	377,614	389,482	372,464

「計」のH26-H21比較：　35,738　（10.6%）

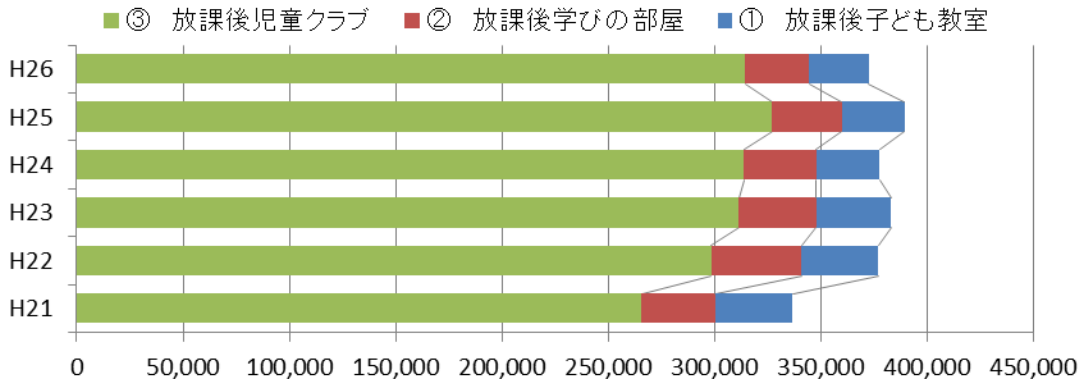

(図表3-2-11)放課後児童クラブ入会児童数（人）

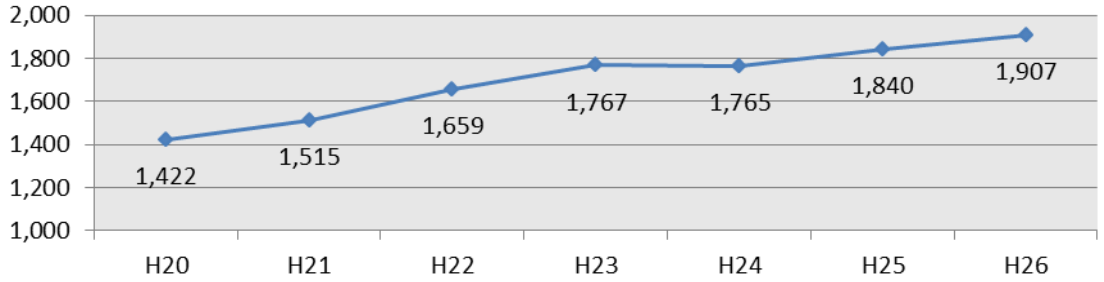

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】

○少子化が進み、社会全体で子育てを進めなければならない時代であり、岐阜市として力を入れていくべき施策だと思います。

○子どもたちの放課後の時間は学校ではありません。そのため、放課後児童クラブなどにおいて、子どもたち自身がその運営に関わるなど、子どもたちの自立に向けた取組みがあると良いと思います。学校でリーダーシップを発揮できる機会が減少していますので、放課後児童クラブなどの場では、上の学年の子どもが下の学年の子どもの面倒を見るなど、リーダーシップをとれる子どもの育成も視野に入れると良いと思います。

（3）基本的方向性3　地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用

（基本施策1　家庭・学校・地域を結ぶ「絆」の力による家庭教育の支援）

家庭教育学級

家庭教育学級は、PTAの成人教育委員を中心に、子どもたちを取り巻く現代的課題等について保護者及び教職員がともに学ぶ場として、市内全ての幼稚園、小中学校及び特別支援学校で開設されています。

従来、学校や公民館での開催が多く、共働き世代の増加等による参加者数の伸び悩みが課題の一つでしたが、平成26年度は、岐阜県が積極的に推奨する、学校等に出向くことなく家庭でそれぞれ取組むことができる「在宅取組型」という開催形態を説明会などで周知したことにより、この形態での実施数が増加し、これに伴い参加者数が大きく増加しました。

しかしながら、在宅取組型を除けば、参加者が固定される傾向にあります。また、在宅取組型を取り入れる学級数の増減により、年間合計参加者数が大きく左右されること、在宅取組型が増加することにより、参加者数は増加するものの、保護者と教職員が課題を共有し、意見交換する機会が減少することが課題ですが、在宅取組型の普及に努め、より多くの保護者の参加を目指すとともに、保護者と教職員が課題を共有し、意見交換する場を積極的に設けるよう各学級に働きかけていきます。

（図表3-3-1）家庭教育学級開催状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①　開催回数（回）	354	328	327	314	312	299
②　受講者数（人）	14,054	13,801	14,309	13,987	14,193	21,747

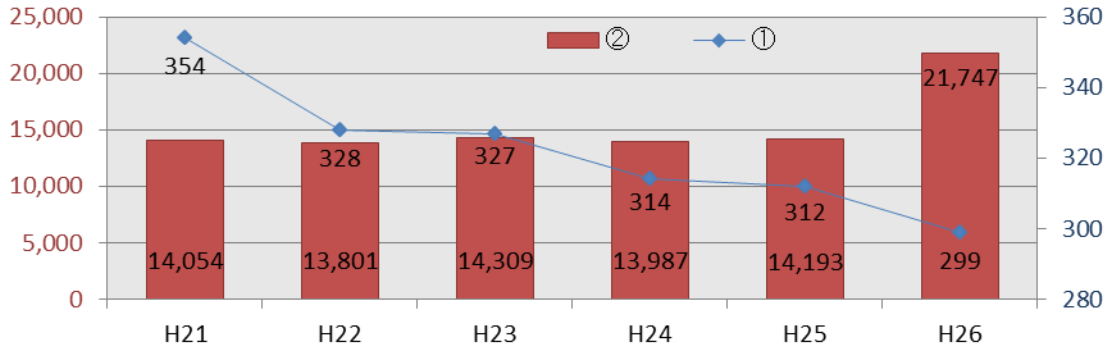

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○PTA集会などのある午後7時くらいに開催するなど時間を工夫したり、インターネットなどで親同士のつながりを作ったりすることも良いかと思います。

（基本施策2　子どもの豊かな育ちを創造し、地域の絆をつなぐ学校づくり）

重点事務　コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、教育委員会が指定した学校に「学校運営協議会」を設置し、委員として任命を受けた保護者や地域住民が、校長作成の学校運営の基本方針（学校の重点目標や年間の行事計画等）を承認したり、学校運営に関する意見を述べたりすることを通じて、学校の課題解決に参画する制度です。

コミュニティ・スクール導入の効果として、「地域全体で子どもを守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域住民が先生役や見守り役として学校の課題解決に協力するようになる」「地域の祭り等の地域活動に参加する児童生徒が増えるなど、以前よりも地域が活性化する」ことが挙げられます。

平成26年度は、新たに25校を指定して計47校において運営するとともに、担い手の多様化を目的に、地域の企業経営者など、広く人材を活用できる仕組みであることを各校に啓発しました。

国において、岐阜市のコミュニティ・スクールに関する取組みが評価され、平成23年度に岐阜小学校、平成24年度に長森南小学校、平成25年度に長良小学校が、優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞しています。

平成27年度は、全小中学校・特別支援学校を指定し、今後は、学校運営協議会間で成果や課題を共有して、更なる運営改善を進めていきます。

【目指す姿】

学校、保護者、地域が知恵を出し合い、協働して子どもたちを育てていこうという理念を共有し、それぞれの役割を果たすことによって質の高い教育が行われている。子どもたちは、地域の方々の「子どもを見守り育てていこう」という気持ちを感じながら、安心して学校生活を送っている。

【平成26年度の状況】

学校運営協議会の設置により、地域や保護者が学校運営への参画や協働の意識が高まった。今後は、各学校の特色ある取組みを共有し、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を認識して、一体となって子どもたちのより良い教育に取組めるよう進めていく。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】

○コミュニティ・スクールは、子どもたちの志や自己実現にとって非常に大きな意義があります。子どもが地域に積極的に参画することで、「その地域に生きてよかった」という思いを抱けるよう進めてもらいたいと思います。

○コミュニティ・スクールを導入して、こうした効果があったという結果を、数値の形でなくてもよいから、拾い上げながら進めてください。

○文化の継承や創造がそれぞれの地域で行われると良いと思います。

（基本施策3　青少年の意欲向上と心・体相伴う自立の促進）

青少年会館

青少年会館は、青少年の健全育成のためのプログラムと場を提供する施設で、平成25年度末現在で、中央青少年会館（S55.4開館）、北青少年会館（S44.1開館）、東青少年会館（H3.11に長森コミュニティセンター内に移転）、青山青少年会館（S47.4開館）、西部福祉会館青少年ルーム（S49.5開館）の5館を設置しています。中央青少年会館は市教育委員会が、それ以外の4館は指定管理者（公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団）が運営しています。

なお、中央青少年会館は、平成26年4月に旧明徳小学校跡地に移転して、運営を続けています。

（図表3-3-2）青少年会館利用者数（人）

	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６
①　中央青少年会館	42,894	36,198	29,179	31,629	30,163	28,665
②　北青少年会館	26,698	26,073	25,388	24,553	20,507	24,200
③　東青少年会館	22,834	24,156	26,998	28,545	23,200	23,282
④　青山青少年会館	15,406	13,463	13,789	14,653	14,202	14,238
⑤　青少年ルーム	11,412	11,768	13,228	12,687	12,135	11,356
計	119,244	111,658	108,582	112,067	100,207	101,741

「計」のH26-H21比較：　▲19,037（▲16.0%）

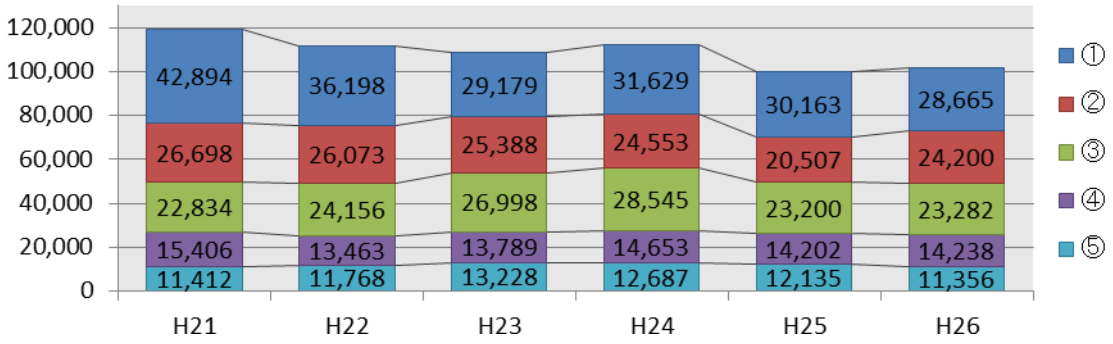

（図表3-3-3）青少年会館利用者数（年齢層別、人）※「少年」…高校生まで、「青年」…35歳まで、「一般」…「少年」「青年」以外

	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６
①　少年	38,885	32,471	33,145	34,262	28,358	31,381
②　青年	17,769	16,003	16,154	16,848	14,072	13,720
③　一般	62,590	63,184	59,283	60,957	57,777	56,640
計	119,244	111,658	108,582	112,067	100,207	101,741

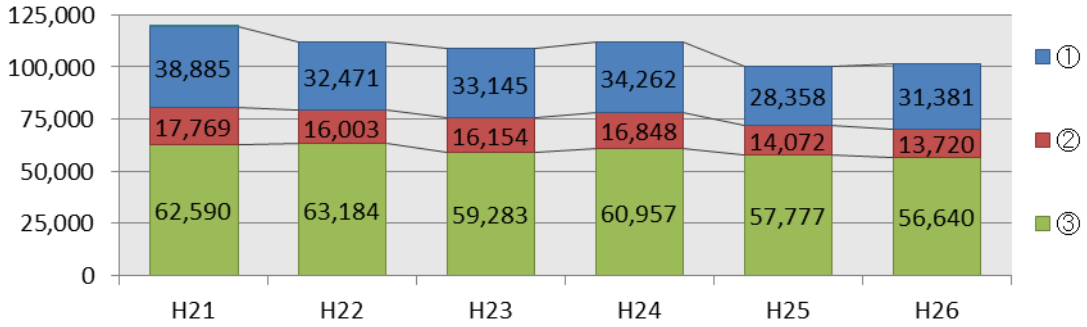

青少年会館の青年の利用率が低い理由について、開館当初は、地域の青年団等の活動拠点として多くの利用がありましたが、その後、青年団の活動が低調になり、青少年会館に集まって活動する団体が減っていることが原因と考えられます。

【青少年講座の具体的内容】

① 少年定期講座：週末、小中学生に文化・スポーツに親しみ有意義な過ごし方を提供する、「剣道、テニス、卓球、箏曲、将棋」講座　※平成24年度末で終了

② 地域ボランティア講座：小学5年生から高校生が、地域における様々な活動にスタッフとして参加する力を身に付ける「高齢者・障がいのある方・小さい子どもたちとの交流、普通救命講習、災害救助・自衛隊体験入隊」講座

③ ジャンプアップ講座Ⅰ：小中学生が岐阜市の歴史、文化、自然などについて体験を通して学ぶ「金華山登山、川遊び、田植え、稲刈り、農業体験」講座

④ 夏期・冬期講座等：小中学生に、充実感・達成感を覚える場や、集団で活動し社会性や豊かな人間関係を醸成する場を提供する「夏期・冬期」講座、親子の絆を深める「親子」講座等

⑤ 青年チャレンジ講座：青年が人(仲間)とのかかわりの大切さや郷土「岐阜」のよさを学ぶ「長良川みちくさゼミ」

⑥ わくわくドキドキ講座：小学5年生から高校生を対象に、就労につながるキャリア教育として、夢の実現に向けて考えさせる「仕事体験講座」

⑦ ジャンプアップ講座Ⅱ：青年が確かな基礎能力、実践力を身に付けて、挑戦する気持ちを育むきっかけを提供する講座

（図表3-3-4）青少年講座受講者数（人）

講座	対象	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 少年定期講座	小中学生	148	130	134	101	－	－
② 地域ボランティア講座	小学5年～高校生	372	483	258	292	130	69
③ ジャンプアップ講座Ⅰ（旧：親子チャレンジ講座）	小中学生保護者、	257	292	249	125	275	159
④ 指定管理者講座（夏期・冬期講座）（定期少年講座）（親子講座）	小中学生、保護者	1,873 (1,412) (461)	1,811 (1,600) (211)	1,664 (1,380) (170) (114)	1,621 (1,183) (258) (180)	1,766 (1,378) (209) (179)	1,778 (1,199) (369) (210)
⑤ 青年チャレンジ講座	18～35歳	39	152	136	123	63	48
⑥ わくわくドキドキ講座	小学5年～高校生	－	－	－	－	116	53
⑦ ジャンプアップ講座Ⅱ	18～35歳	－	－	－	－	40	64
計		2,689	2,868	2,441	2,262	2,390	2,171

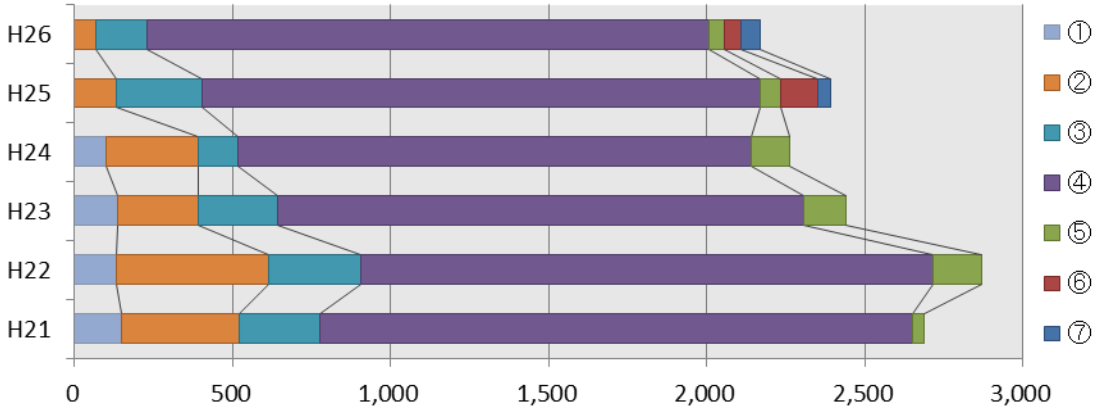

このほか、リーダー養成として、地域ボランティアスタッフ登録・表彰（中高生のボランティア活動を称える。）、ジュニアリーダークラブ・シニアリーダークラブ支援（中学生から大学生までを子ども会活動等の指導者として養成する。）、教育活動として、「ぎふ探求ネットワーク」事業（市内在住の小中学生を対象として、長良川流域の自然・ひと・文化に触れる宿泊体験学習「長良川ふるさと体験キャラバン」と、同行の青年サポーターを対象としたリーダー養成研修を行う。）、子ども議会（小学校5、6年生を対象に、市議会本会議場で模擬議会を行う。）等を実施しました。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○利用者の減少に対し、どのようにアピールし、使ってもらえるよう対策を講じるかが重要です。
　面白そうな講座が多くありますので、積極的にPRしながら進めてください。

少年自然の家

主に小中学生や青少年団体を対象に、自然体験活動と宿泊研修を提供する教育施設です。指定管理者（公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団）が運営しています。

（図表3-3-5）少年自然の家施設稼働率（%）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設利用可能日数（日）	290	293	294	292	293	294
施設利用実績日数（日）	272	273	272	274	287	289
施設稼働率（%）	93.8	93.2	92.5	93.8	98.0	98.3

（図表3-3-6）少年自然の家利用者数（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①　幼稚園・保育所	1,064	955	739	750	705	704
②　小学校	5,815	7,311	7,268	6,550	6,708	6,501
③　中学校	3,415	3,381	3,434	3,325	3,430	3,757
④　高校・大学	1,294	1,550	1,234	1,282	1,225	1,389
⑤　青少年団体	7,147	7,465	7,760	7,168	8,596	8,822
⑥　主催事業	2,472	2,684	2,758	2,918	2,830	3,338
⑦　その他	3,124	3,429	3,428	3,954	3,917	5,027
計	24,331	26,775	26,621	25,947	27,411	29,538

「計」のH21-H26比較：　5,207　（21.4%）

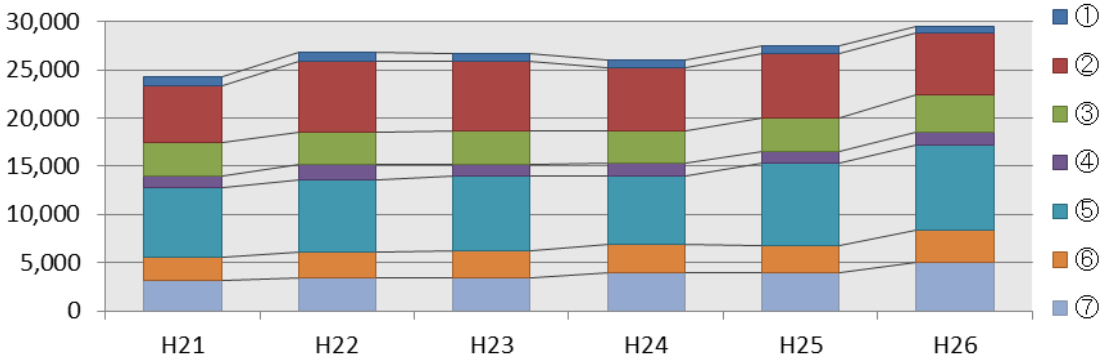

（4）基本的方向性4　「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と実感できる生涯学習・スポーツの振興

（基本施策1　質の高い文化、本物に触れる機会の提供）

公民館

平成26年度末現在で50館を設置（全小学校区に設置）しています。

（図表3-4-1）公民館利用者数（人）

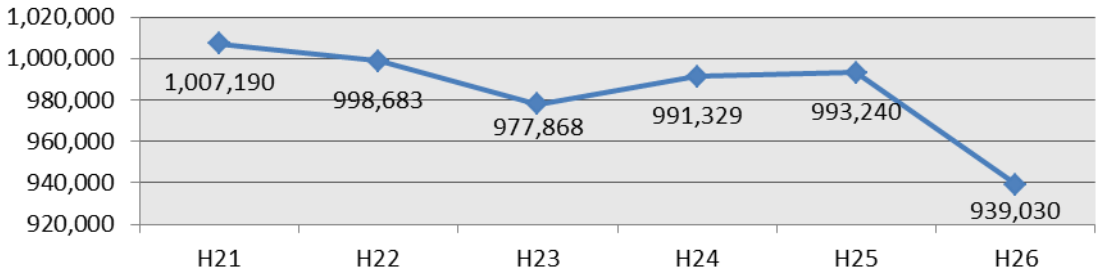

（図表3-4-2）公民館利用者数（団体別・人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H21
クラブ・サークル	530,827	522,560	515,126	502,301	491,023	472,732	▲ 58,095
その他	68,753	34,357	34,239	27,158	31,806	26,524	▲ 42,229
青少年団体	39,715	37,270	35,395	33,259	34,774	33,083	▲ 6,632
子ども会	41,913	40,755	38,257	39,809	38,514	41,898	▲ 15
学校	21,829	19,261	18,887	16,569	24,158	24,266	2,437
青少年育成会	32,292	31,615	31,679	29,365	29,499	26,996	▲ 5,296
PTA	19,252	19,824	17,577	17,094	16,296	16,164	▲ 3,088
自治団体	19,826	22,292	20,483	22,020	22,873	25,655	5,829
福祉団体	55,360	57,127	56,557	58,853	66,087	66,026	10,666
婦人会	7,655	8,420	7,738	7,916	7,515	7,481	▲ 174
視聴覚クラブ	839	663	893	807	961	712	▲ 127
青年団・青年会	498	430	351	427	295	427	▲ 71
議会報告	4,315	2,849	2,182	1,852	770	2,221	▲ 2,094
家庭教育学級	1,984	1,147	1,145	2,690	1,834	1,144	▲ 840
行政関係	24,247	29,048	25,685	27,678	29,865	32,438	8,191
体育団体	27,494	25,693	25,379	30,189	26,052	23,080	▲ 4,414
自治会	49,379	50,798	50,145	57,960	56,974	56,744	7,365
選挙関係	7,826	36,174	35,284	46,110	48,318	20,858	13,032
公民館講座等	53,186	58,400	60,866	69,272	65,626	60,581	7,395
計	1,007,190	998,683	977,868	991,329	993,240	939,030	▲ 68,160

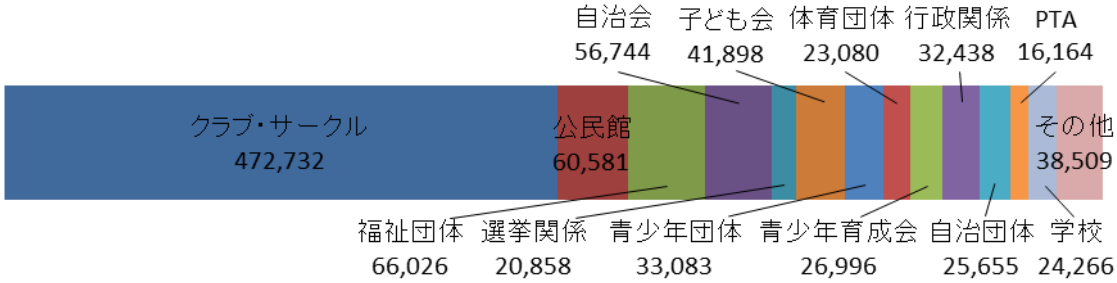

図書館

平成26年度末現在で、本館(S33.4開館)、分館(ハートフルスクエアーG内、H14.1開館)、5図書室(長良図書室(長良西公民館内、S54.1開館)、東部図書室(東部コミュニティセンター内、S57.4開館)、西部図書室(西部コミュニティセンター内、S58.4開館)、長森図書室(長森コミュニティセンター内、H3.11開館)、柳津図書室(柳津地域振興事務所内、H18.1合併))を設置しています。

(図表3-4-3)図書館利用者数(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 本館	50,238	51,409	52,743	49,569	49,411	36,783
② 分館	187,268	177,530	169,006	161,809	153,954	151,128
③ 長良図書室	38,593	37,791	37,938	37,063	37,405	37,384
④ 東部図書室	28,794	27,489	26,543	25,252	23,369	22,409
⑤ 西部図書室	28,929	28,715	29,044	28,163	27,249	25,696
⑥ 長森図書室	35,800	34,342	35,011	35,319	34,458	34,101
⑦ 柳津図書室	10,605	11,584	11,994	13,056	12,806	12,776
⑧ 自動車図書館	3,718	3,772	3,631	3,366	3,373	2,559
計	383,945	372,632	365,910	353,597	342,025	322,836

「計」のH21-H26比較:　▲61,109 (▲15.9%)

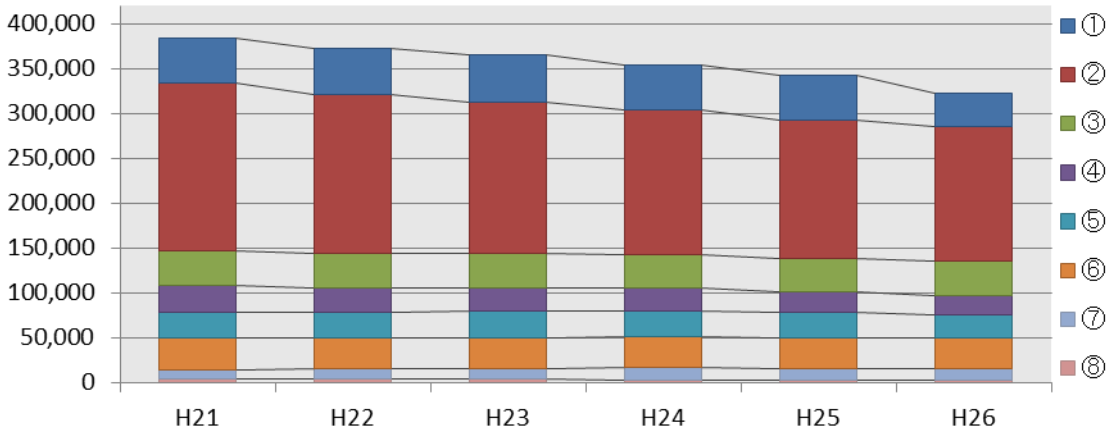

(図表3-4-4)図書館利用者数(年齢層別、人)

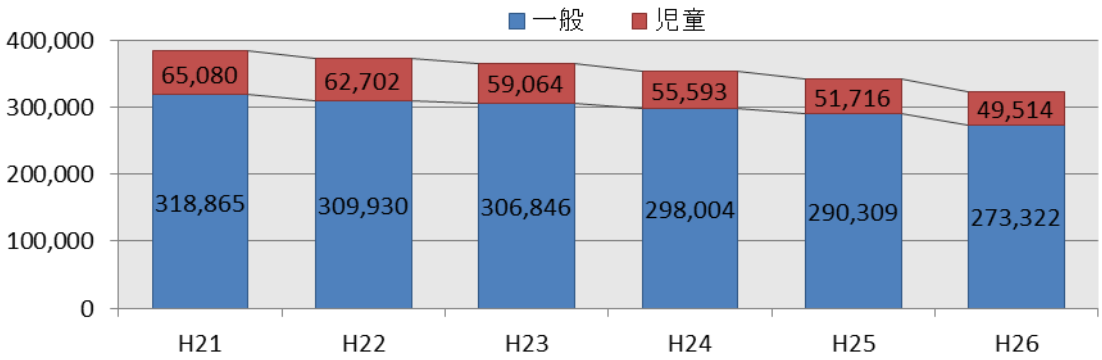

(図表3-4-5)資料貸出数(点)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 本館	168,772	172,982	181,526	172,303	169,361	125,129
② 分館	617,674	587,003	553,638	525,743	495,737	489,494
③ 長良図書室	175,963	171,394	172,013	165,708	165,806	164,715
④ 東部図書室	135,780	128,132	124,322	115,404	104,661	99,246
⑤ 西部図書室	146,786	141,544	145,464	141,978	137,962	129,811
⑥ 長森図書室	172,388	164,942	169,910	174,052	169,601	166,427
⑦ 柳津図書室	46,203	50,607	52,863	56,586	54,997	57,668
⑧ 自動車図書館	23,804	23,969	22,017	20,874	20,041	14,001
計	1,487,370	1,440,573	1,421,753	1,372,648	1,318,166	1,246,491

「計」のH21-H26比較:　▲240,879 (▲16.2%)

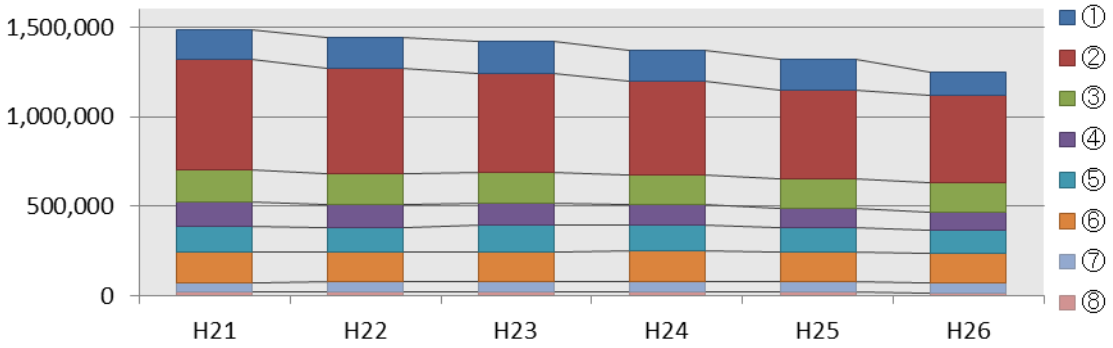

(図表3-4-6)資料貸出数(種類別、点)

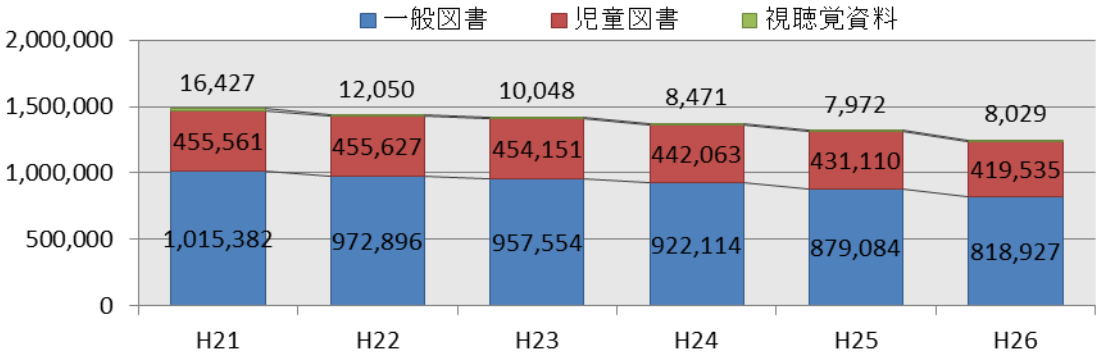

(図表3-4-7-1)図書館教育活動開催回数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
親子のふれあい「絵本といっしょ」事業	36	36	36	36	36	36
おはなし会(本館・分館・各図書室)	124	129	131	129	125	123
特別おはなし会、児童向けイベント	16	15	13	14	12	14
文学講座(歴史、古典、現代文学講座)	36	36	36	36	36	36
読み聞かせ教室・朗読教室	11	10	5	6	6	6

(図表3-4-7-2)図書館教育活動参加者数

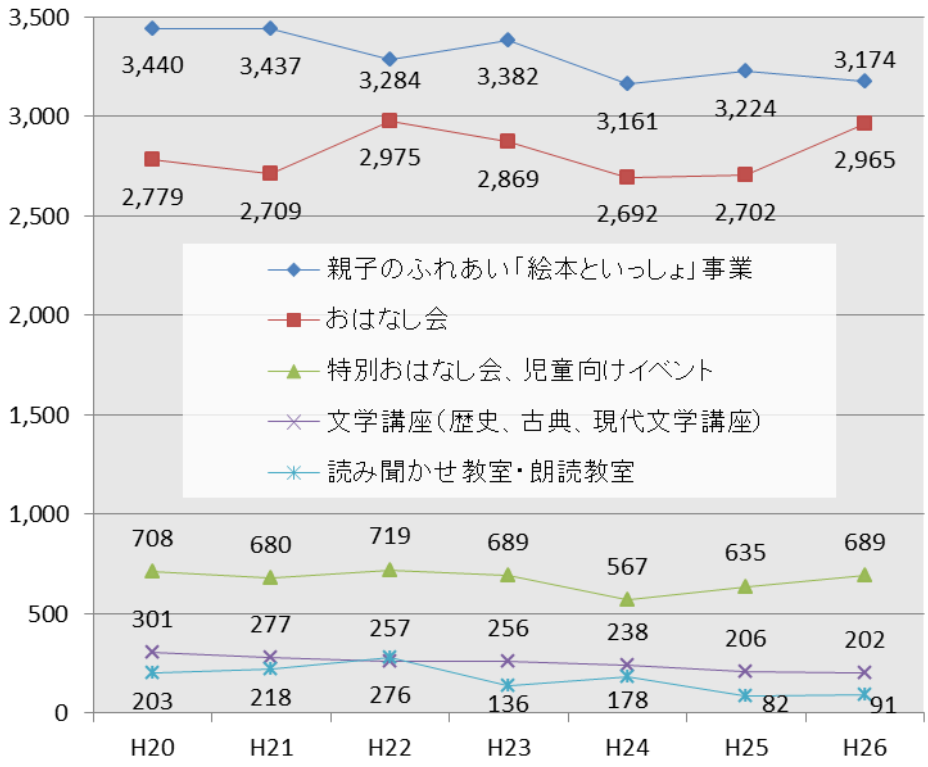

また、学校連携の強化と学校図書館の機能向上を目的として、司書教諭など学校図書館担当者や学校図書整理員を対象に、司書業務研修会を実施しました。学校における児童生徒の調べ学習(例:修学旅行の行き先の事前学習など)の際に、学校図書館担当者と市立図書館司書が相談して図書の貸し出し(団体貸出:100冊/1校)を行うなど、学校連携の強化と学校図書館の機能向上の成果が出ています(平成26年度25校に対し2,247冊)。

【平成26年度司書業務研修会のテーマ】
①「修理の基本を覚えよう！」
②「おはなし会にチャレンジ！」
③「大情報交換会！」
※ 学校図書館どうしの連携強化を目指して、同時に交流会を実施しています。

多くの市民の皆様に、より充実した図書サービスを提供するために、岐阜大学医学部等跡地に、情報を求め人が集う「知の拠点」として、岐阜市立中央図書館を整備し、平成27年7月18日に開館しました。

岐阜市立中央図書館では、順次蔵書の充実を図るとともに(将来目標90万冊)、座席数約910席を用意し、様々な情報に触れ、人が集い、ふれあいを楽しむ拠点となる施設を目指します。

＜中央図書館の事業＞

課題解決型図書館をめざして

▸年間 3 万冊の資料を継続的に購入(蔵書数 開館時 30 万冊→蔵書目標 90 万冊へ)

▸図書館業務システム機器の導入

(IC タグ・セルフ貸出機の導入、検索時に本の表紙イメージ表示、ｽﾏﾎに図書情報のﾘﾝｸ)

▸オンラインデータベース導入

(利用者の調査研究に活用できる有料オンラインデータベースの導入・提供)

滞在型図書館をめざして

▸みんなの森 ぎふメディアコスモス開館イベント 中央図書館開館記念

(作家と子どもたちとのワークショップ、ビブリオバトル等)

▸座席数 910 席(中核市 1 位)を確保し、年間来館者目標 100 万人

図書館ネットワークサービスの構築

▸図書館独自の物流網整備(市内全域の図書館利用者の利便性を向上するため、返却場所にかかる制限を廃止する。また、市内小中学校及びコミュニティセンター等も併せて巡回する。)

▸図書返却等の業務委託(図書返却・資料分類・配架・運搬など職員が所管する業務(窓口業務等)以外について、効率的に行う)

▸コミュニティセンターにおける図書館サービス

(分館・分室及び図書室のない地域における図書館サービスの拡大・充実)

▸学校図書館システム連携

(子どもの読書活動推進のため学校図書室から市立図書館の図書を検索し、貸出を行う)

▸読書ﾉｰﾄ配布

(読書の記録を残すことができる読書ﾉｰﾄを市内小中学校の児童・生徒に配布)

市民が参加し作り育てる図書館をめざして

▸図書館協議会の設置(15 人以内で構成。任期は 2 年。図書館の年次計画、中長期計画の協議、事業についての評価を行う。年 4 回開催)

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】

○新図書館に対し親しみや誇りを持てるように、小中学校の活動で年に1回は必ず新図書館に来館すると良いと思います。

科学館

平成26年度末現在で、1館（現在の場所にはS55.5開館）を設置しています。平成26年度は、特別展「アリスのふしぎ体験ツアー」を開催しました。昨年度に実施した特別展「親子で集合！かわいい動物園」に比して、2,221人（5.2%）増の45,268人が観覧しました。

また、平成28年度のリニューアルオープンに向けて、サイエンスミュージアム整備事業を進めています。

＜サイエンスミュージアム整備＞

開館以来35年が経過し、老朽化した展示装置のリニューアルとサイエンスショーを実演するスーパー理科室設置を2本柱とした、サイエンスミュージアム整備事業を実施し、平成28年度春のリニューアルオープンを目指しています。

平成26年度は、基本計画・基本設計をプロポーザルにより実施し、平成27年度は、岐阜市科学館展示造作業務委託を発注し、整備を行います。整備に当たっては、より魅力ある、参加体験型の展示装置の開発に力を入れています。

（図表3-4-8）科学館観覧者数（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 有料(個人)	61,286	68,024	73,286	62,058	66,775	69,541
② 有料(団体)	5,349	5,087	5,794	5,397	4,998	4,426
有料計	66,635	73,111	79,080	67,455	71,773	73,967
③ 無料	47,289	47,796	49,898	48,590	50,778	47,481
観覧者計	113,924	120,907	128,978	116,045	122,551	121,448
④ （上記入場者のうち）一般	50,313	55,750	59,052	51,899	57,336	56,068
⑤ （ 〃 ）中学生以下	63,611	65,157	69,926	64,146	65,215	65,380

「計」のH26-H21比較： 7,524 （106.6%）

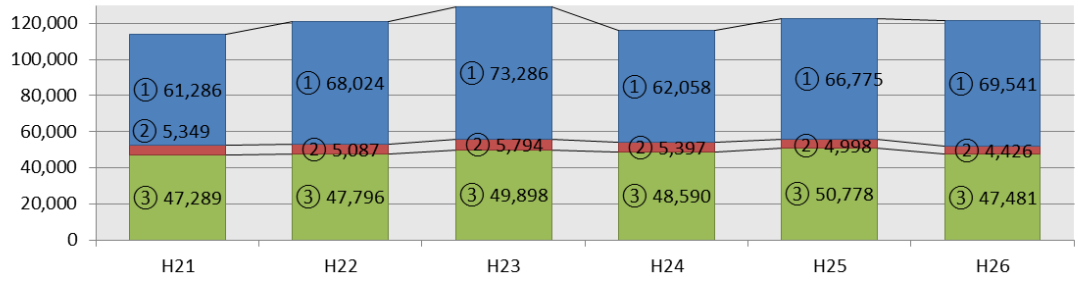

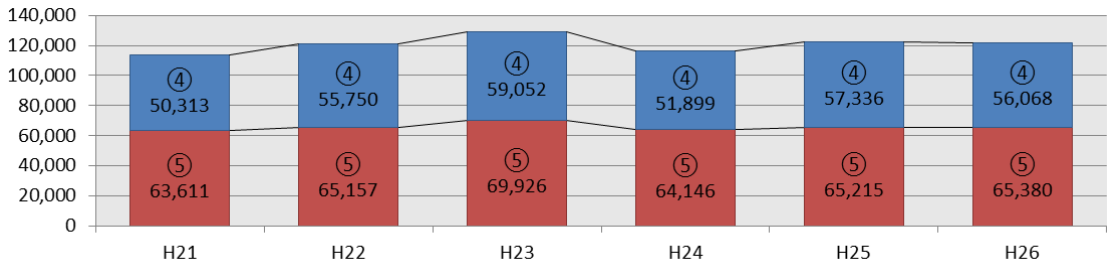

(図表3-4-9)プラネタリウム観覧者数(人)

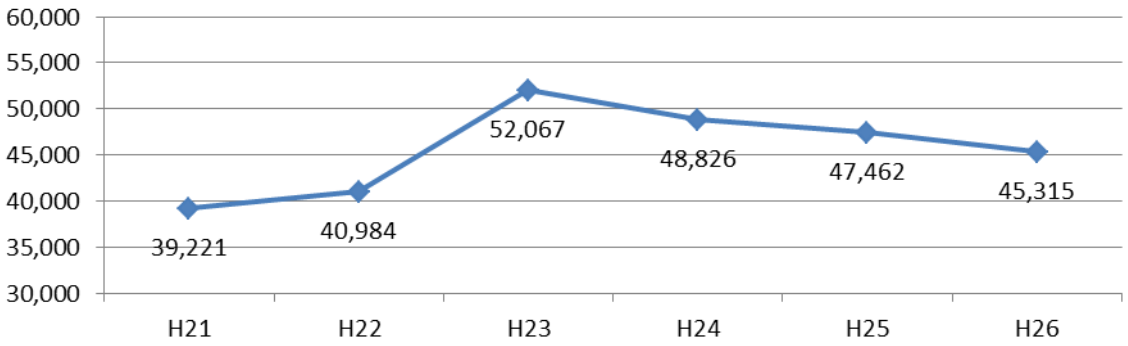

(図表3-4-10)科学館講座等延参加者数(人)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
科学講座(申込制)	科学教室	1,695	1,779	1,676	1,690	1,555	1,328
	夏期サイエンス工房	92	92	117	211	205	207
	サイエンス工房	494	572	780	968	1,049	858
	少年少女発明クラブ	1,124	1,316	1,373	1,419	1,231	1,373
	ディスカバリークラブ	－	238	236	－	－	－
	ロボカップジュニア岐阜	60	96	96	90	72	96
	ロボカップジュニアクラブ	－	－	－	－	－	－
	ロボカップジュニア岐阜大会	56	32	30	30	24	32
	ロボット工作教室	29	－	－	－	－	－
	岐阜科学塾	－	－	－	301	522	603
	大人のためのサイエンス工房※1	－	－	33	35	38	47
	家庭科学講座※1	187	188	192	212	194	225
夏休み科学相談		61	78	83	98	100	85
ぎふサイエンスフェスティバル※2		－	－	－	3,000	3,500	3,000
星を見る会※2		766	683	1,264	766	836	658
昼間の星を見る会※2		7,378	8,965	6,887	5,425	6,191	4,310
ぎふスターウォッチング※2		－	－	－	2,208	1,963	1,581

主に子どもを対象に事業を行っています。ただし、※1は成人向け、※2は一般に開放して実施しています。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】

○学校の理科や社会科のカリキュラムと結びつけ、授業で電池を学んでいる時期であれば、科学館において電気関係の展示や体験コーナーを、室町時代を学んでいる時期であれば、歴史博物館において室町時代に力を入れた展示を行うなど、授業と連動した取組みがあれば、学校の授業が楽しくなると思います。

歴史博物館

平成26年度末現在で、歴史博物館(S60.11開館)、加藤栄三・東一記念美術館(H3.5開館)、柳津歴史民俗資料室(H12.4開室)を設置しています。

(図表3-4-11)歴史博物館観覧者数(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 有料(個人)	27,748	25,827	68,879	29,187	25,035	21,885
② 有料(団体)	6,531	6,067	10,772	9,476	12,635	9,808
有料計	34,279	31,894	79,651	38,663	37,670	31,693
③ 無料	30,457	29,279	56,865	34,027	30,233	30,143
観覧者計(A)	64,736	61,173	136,516	72,690	67,903	61,836
④ Aのうち一般	46,038	40,441	110,302	47,558	43,691	37,245
⑤ Aのうち中学生以下	18,698	20,732	26,214	25,132	24,212	24,591

「計」のH26-H21比較:　▲2,900　(▲4.5%)

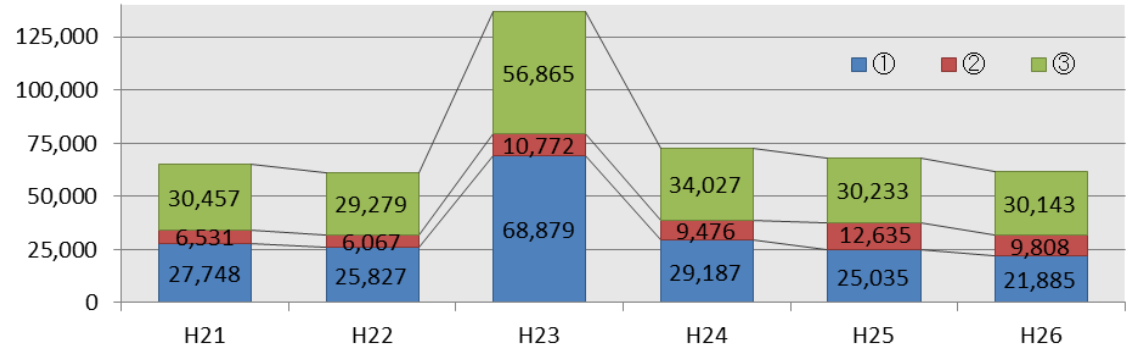

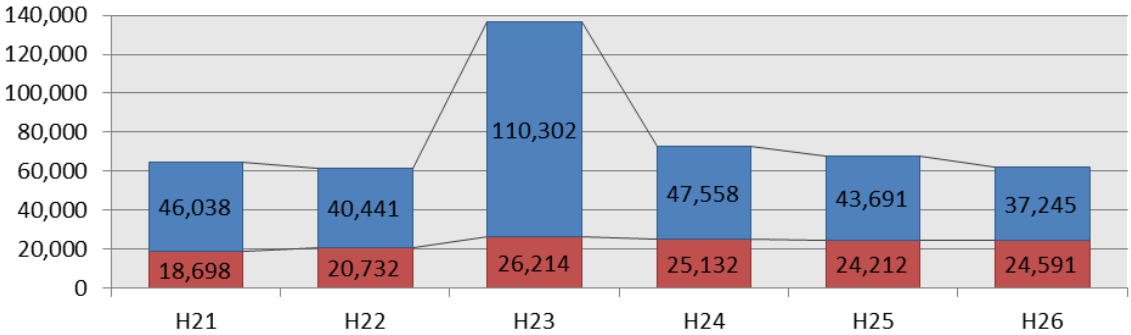

※ 平成23年度観覧者数の増は、「国宝　薬師寺展」開催によるものです。

(図表3-4-12)加藤栄三・東一記念美術館観覧者数(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 有料(個人)	3,114	3,579	14,878	3,227	3,176	2,724
② 有料(団体)	412	562	947	378	535	361
有料計	3,526	4,141	15,825	3,605	3,711	3,085
③ 無料	7,502	7,766	11,959	10,389	9,828	10,664
観覧者計(A)	11,028	11,907	27,784	13,994	13,539	13,749
④ Aのうち一般	10,589	10,996	25,268	11,701	10,144	12,089
⑤ Aのうち中学生以下	439	911	2,516	2,293	3,395	1,660

「計」のH26-H21比較:　2,721　(24.7%)

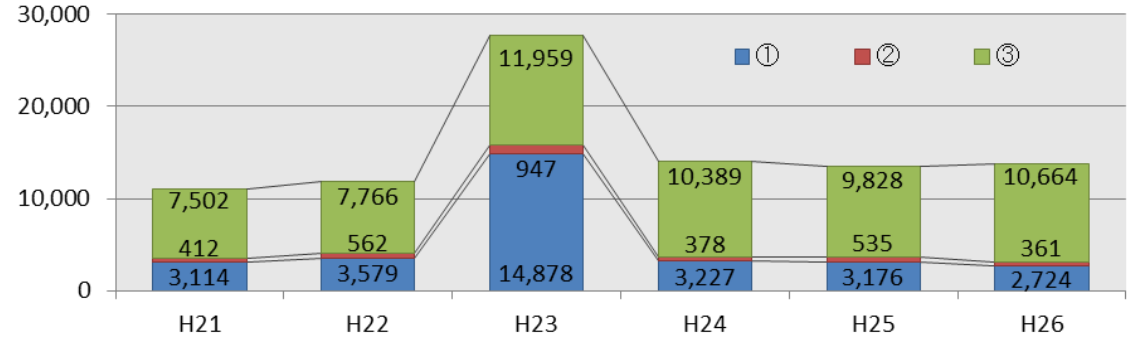

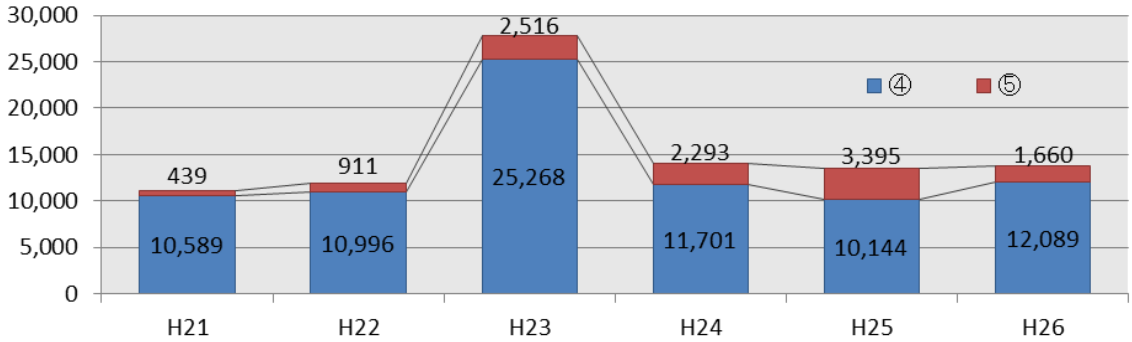

(図表3-4-13)柳津歴史民俗資料室観覧者数(人)※無料のみ

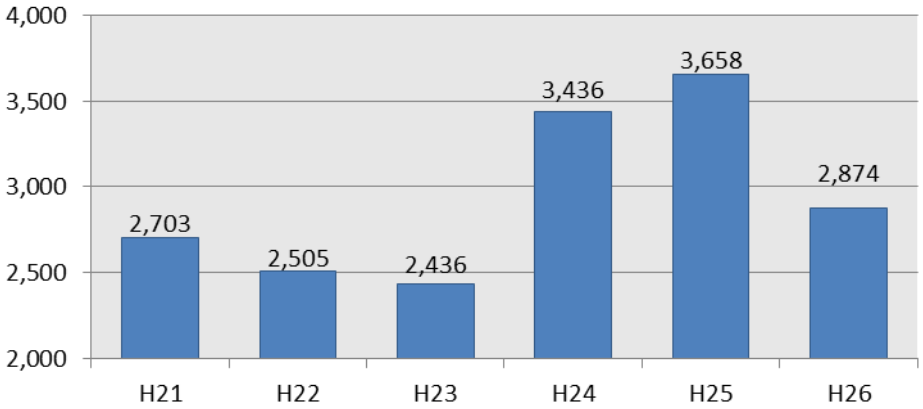

その他、一般・子どもを対象とした講座・講演会・展覧会に伴うイベントなどを開催し、4,798人の参加がありました。

歴史博物館は、岐阜市とその周辺地域の歴史と文化を調査研究し、その成果を市民に提供するため、隔年で、研究紀要(平成26年度は第22号。学芸員の研究論文を掲載したもの)と館蔵品図録所蔵品をテーマごとにまとめたもの)を刊行するほか、歴史博物館が所蔵・管理する資料の閲覧・撮影について、大学の研究者・郷土史家ら外部の研究者の便宜を図っています(平成26年度実績:25件)。また、所蔵・管理する資料のうち写真については、新聞社・放送局・出版社・雑誌社などに対して、その作成する各種媒体への掲載用としての提供も行っています(平成26年度実績:97件)。

また、学校教育との連携については、交通の便の悪い市内小学校を中心とした出前授業(平成

26年度実績:29件)、小学校を対象に講座室や屋内駐車場を使用した体験中心の特別講座(平成26年度実績:49件)、タブレット等の機器を活用した遠隔授業(平成26年度実績:3件)、中学生の職場体験の受入れ(平成26年度実績:10校)などを実施しました。

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○歴史博物館で学校と結んだ遠隔授業は非常に良い取組みであると思います。
○学校の理科や社会科のカリキュラムと結びつけ、授業で電池を学んでいる時期であれば、科学館において電気関係の展示や体験コーナーを、室町時代を学んでいる時期であれば、歴史博物館において室町時代に力を入れた展示を行うなど、授業と連動した取組みがあれば、学校の授業が楽しくなると思います。

（基本施策2　郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化の継承と活用）

織田信長公居館跡発掘調査

国史跡に指定された岐阜城跡の保存・活用、山麓の信長公居館跡の構造解明を目的とした事業です。信長公居館発掘調査では、平成25年度に巨大な岩盤に滝が流れ落ちる大規模な庭園の存在を確認しましたが、平成26年度には対岸で橋の取り付き部が発見され、橋が架かっていたことが明らかになりました。

【今後の事業展開】
① 調査事業　－　信長公居館跡の全体像解明、山上部も含めた遺構の把握、記録作成
② 整備事業　－　整備基本計画策定、調査成果に基づく史跡整備
③ 普及事業　－　信長学フォーラム、信長塾、信長＝岐阜の PR

(図表3-4-14)信長公居館跡発掘活用の状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
発掘案内所見学者数(人)	11,747	9,806	12,023	11,342	13,974	18,215
HPアクセス数(件)	17,009	16,791	9,127	11,625	10,025	10,987
発掘現場見学会参加者数(人/日)	46	218	150	460	900	220
信長学フォーラム申込者数(人)	1,995	854	584	1,568	534	610
信長塾申込者数(人)	315	210	304	244	222	274

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○全国に発信する際には、市立岐阜商業高等学校を活用し、生徒に旅行パッケージや観光ガイドなどを作成することで岐阜市や市立岐阜商業高等学校がクローズアップされ、市にとっても学校にとっても面白い取組みになると思います。

重点事務 **長良川鵜飼習俗調査、長良川中流域の文化的景観**

長良川鵜飼漁のユネスコ無形文化遺産登録を早期に実現し、長良川鵜飼文化の未来への継承と発展を目的として、長良川中流域の国重要文化的景観選定、長良川鵜飼漁法の国重要無形民俗文化財指定、鵜飼漁を取り巻く諸要素の文化財的価値付け及び文化財指定、市民に対する調査成果の積極的還元を行っています。平成21年度から平成23年度にかけて、「鵜匠家に伝承する鮎鮨製造技術」「長良川鵜飼観覧船造船技術」「長良川鵜飼観覧船操船技術」を市重要無形民俗文化財に指定しました。それらの文化財的価値付けの成果などが認められ、平成27年3月2日、「長良川の鵜飼漁の技術」として、長良鵜飼が関市の小瀬鵜飼とともに国の重要無形民俗文化財に指定されました。

また、鵜飼の舞台となる長良川中流域の文化的景観の価値が認められ、平成26年3月18日、「長良川中流域における岐阜の文化的景観」が、国の重要文化的景観として選定されました。平成26年度は、選定を記念するイベントを開催するとともに、岐阜大学と協働した調査を実施し、その成果の発表会を実施するなど、文化的景観の普及啓発を行いました。

【今後の事業展開】

長良川鵜飼習俗調査

平成27年3月に長良川鵜飼が国重要無形民俗文化財に指定されたことを機に、平成21年3月に策定した「長良川鵜飼戦略プログラム」を、文化的景観、日本遺産との連動や、国内外の最新動向等を踏まえたプログラムへの更新を行い、それに基づき長良川の鵜飼の未来への継承とユネスコ無形文化遺産への早期登録を目指していきます。

長良川中流域の文化的景観

① 調査の継続　－　追加選定（範囲、重要な構成要素）
② 整備計画の策定　－　修理計画やサイン計画などの策定
③ 整備事業　－　重要な構成要素の修理など
④ 普及事業　－　「岐阜らしい景観」の情報発信
※子ども向けパンフレット作成、講演会・住民と行うワークショップなどの開催

【目指す姿】

長良川鵜飼がユネスコ無形文化遺産に登録されている。

（基本施策3　健康で豊かな生活を営むためのスポーツの振興）

スポーツイベント

平成26年度は、市内各スポーツ施設を使用して、12種目の軽スポーツ・レクリエーション競技を開催しました。また、ながら川ふれあいの森にて「やまなみジョギング・ウォーキング大会」、岐阜公

園にて「健幸エンジョイ・スポーツDAY」として軽スポーツ体験コーナーとノルディックウォーキング教室を開催しました。

（図表3-4-15）スポーツイベント参加者数（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン	－	－	9,025	9,520	10,820	11,458
市スポーツ・レクリエーション祭	2,403	2,824	1,785	2,461	2,423	2,172
市民総合体育大会	14,737	15,284	15,073	15,246	14,556	15,173
国際インラインスケート岐阜長良川大会	454	525	148	297	263	244
ゴールデンスポーツターム やまなみジョギング・ウォーキング大会	174	180	146	207	268	298
ぎふ新春マラソン	1,341	976	985	1,128	1,136	1,207
岐阜市健幸エンジョイ・スポーツDAY	－	－	－	－	1,200	1,300

【事業改善に向けた事務点検評価委員の助言】
○市外から多くの方が来てくれるので、信長公や鵜飼などの観光に結び付けられると良いと思います。

学校体育施設開放

市民の身近なスポーツ拠点として、学校施設を夜間や休日に開放しています。利用状況に地域性があり、利用者数が飽和状態に達した施設がある一方で、減少傾向の施設もあります。円滑な開放事業運営に向けて、今後自治会に利用を案内する方法等を検討しています。

（図表3-4-16）学校体育施設開放利用者数（人、か所）

		H21	H22	H23	H24	H25	H26
運動場	利用者数	160,604	157,692	152,333	157,686	135,757	141,143
	箇所数	69	70	68	67	68	70
体育館	利用者数	382,328	384,902	383,612	383,053	359,983	346,190
	箇所数	69	69	69	71	70	72
格技場	利用者数	31,787	33,351	38,497	39,873	38,791	36,874
	箇所数	9	10	10	11	11	12

※テニスコートの箇所数・利用者数は、運動場に含みます。

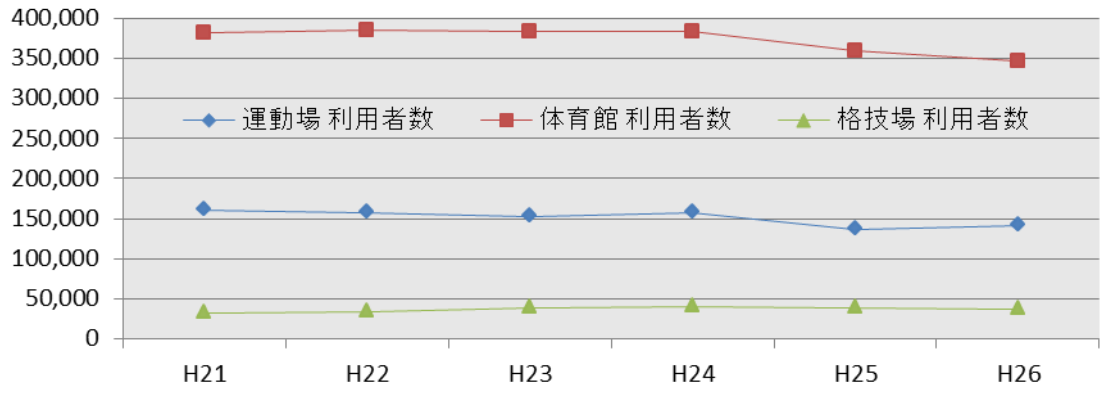

体育施設

平成26年度末現在で、体育館10館、プール3か所、野球場11か所、ソフトボール場6か所、サッカー兼ラグビー場9か所、運動場10か所、テニスコート16か所を設置しています。うち、体育館9館、プール3か所、運動場1か所を指定管理者（公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団。運動場1か所は岐南町）に運営させています。施設の利用に関しては、貸切・個人・定期使用の開放事業と、スポーツ教室・トレーニング指導・相談・施設利用デーの普及事業を実施し、インターネットによる公共施設予約システムを利用して施設の申し込みを受け付け、便宜を図っています。

（図表3-4-17）体育施設利用者数（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
① 体育館	551,726	580,852	563,673	526,226	577,978	620,955
② プール	24,136	30,051	28,019	26,124	26,851	20,037
③ 野球場	111,490	121,861	99,848	110,166	110,233	116,453
④ ソフトボール場	70,841	38,592	41,150	36,185	35,646	30,029
⑤ サッカー兼ラグビー場	61,594	76,966	71,195	59,829	83,832	82,600
⑥ 運動場	187,749	213,264	211,940	210,779	196,750	204,544
⑦ テニスコート	148,490	140,520	163,367	154,338	112,666	135,083
計	1,156,026	1,202,106	1,179,192	1,123,647	1,143,956	1,209,701
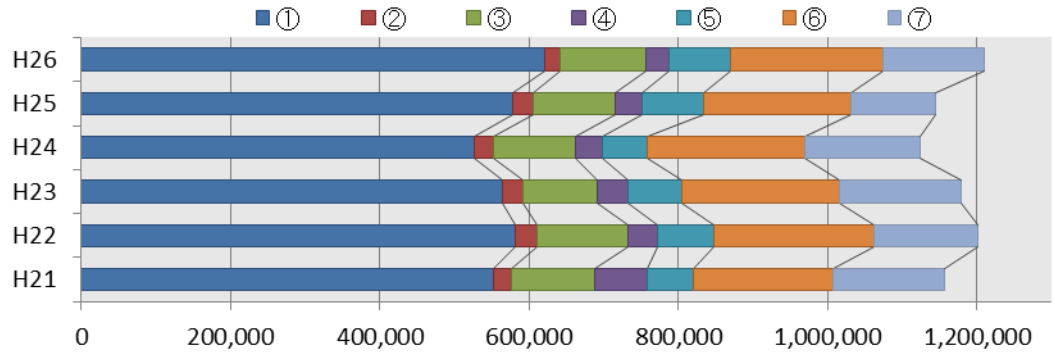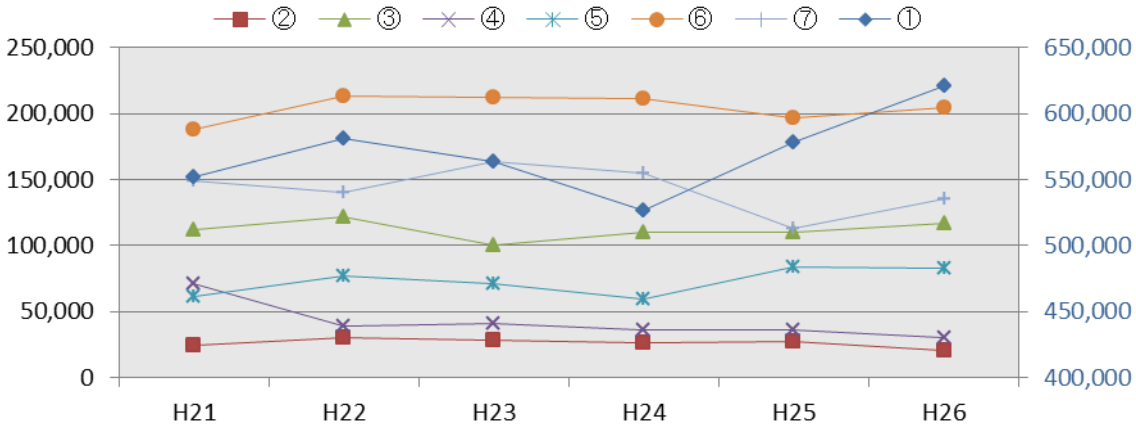
「計」のH26-H21比較：　53,675　(4.6%)